

1 議事日程（3日目）

[平成20年太宰府市議会第3回（9月）定例会]

平成20年9月10日
午前10時開議
於議事室

日程第1 一般質問

一般質問者及び質問項目一覧表

順位	質問者氏名 (議席番号)	質問項目
1	大田勝義 (12)	1. 「ふるさと納税」について 本市の「ふるさと納税」に対する現在までの取り組み状況。 2. 高架橋（トンネル）下の安全対策について 交通渋滞の緩和策として高架橋が設けられているが、歩行者に対する防犯上の安全はどう考えているのか。
2	中林宗樹 (8)	1. 高尾川の改修と高尾川流域の雨水対策について 高尾川は集中豪雨時に氾濫し、一部冠水するところがある。高尾川の改修と流域の雨水排水について 2. 4m未満道路のセットバック及び隅切りと所有権保全について 4m未満の道路のセットバック及び隅切り時のその用地の取り扱いと境界確認、所有者の保全について
3	村山弘行 (16)	1. 地域の健康増進について 地域（各行政区・校区）ごとに健康増進のための取り組みが始まつたが、これらへの市の協力体制について 2. 指定管理者制度について (1) 導入の主旨 (2) 本市の指定管理者制度導入後の実態について
4	武藤哲志 (19)	1. 最低賃金制度を上回る対応について 不況及び物価高により雇用不安の中に臨時、嘱託、委託職員の賃金形態は低く抑えられており、見直しや引き上げを要求する。 2. 平成21年度の予算編成方針について 平成19年度決算及び平成20年度の予算が執行中であるが、市長就任中間点として、市民中心の行政施策が求められる。ハードとソフトの両面について、どのような政策や財政構造を検討されているのか考え方を明らかにしていただきたい。
5	藤井雅之 (2)	1. 子供たちを取り巻くインターネット環境について (1) 「学校裏サイト」への対応策について (2) 市と保護者間の双方向の連携・対応策について

		(3) 「いきいき情報センター」のインターネットコーナーでの有害サイトへの対策について
6	安 部 陽 (14)	<p>1. 観光立国推進基本法と本市の観光政策について</p> <p>(1) 観光客誘導のため、まちづくり交付金を活用して政庁跡に南門の復元ができないか。</p> <p>(2) 地域再生策の一環として、歴史まちづくり法が施行されるが、本市は名乗りを上げるのか。</p> <p>(3) 内山周辺にホテル建設と計画道路の推進について</p> <p>(4) 看護学校跡地に青少年育成のためと市民が利用できる二面性をもったホテル兼体育館建設ができないか。</p> <p>(5) 観光立国推進基本法を有効に利用するため、機構、組織から外れて企画や放談ができる職員によるプロジェクトチームができないか。</p> <p>(6) 観光立国推進基本計画に基づき、地域活性化のため大いに利用すべきと思われるが、全体的な見解について</p> <p>2. イノシシ対策について</p> <p>予防対策と補助金交付ができないか。</p>

2 出席議員は次のとおりである（19名）

1番	原 田 久美子	議員	2番	藤 井 雅 之	議員
3番	長谷川 公 成	議員	4番	渡 邊 美 穂	議員
5番	後 藤 邦 晴	議員	7番	橋 本 健	議員
8番	中 林 宗 樹	議員	9番	門 田 直 樹	議員
10番	小 柳 道 枝	議員	11番	安 部 啓 治	議員
12番	大 田 勝 義	議員	13番	清 水 章 一	議員
14番	安 部 陽	議員	15番	佐 伯 修	議員
16番	村 山 弘 行	議員	17番	田 川 武 茂	議員
18番	福 廣 和 美	議員	19番	武 藤 哲 志	議員
20番	不 老 光 幸	議員			

3 欠席議員は次のとおりである（1名）

6番 力 丸 義 行 議員

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（26名）

市 長	井 上 保 廣	副 市 長	平 島 鉄 信
教 育 長	關 敏 治	総 務 部 長	石 橋 正 直
協 働 の まち 推進担当部長	三 笠 哲 生	市民生活部長	関 岡 勉
健 康 福 祉 部 長	松 永 栄 人	建設経済部長	木 村 洋
会 計 管 理 者 併 下水道部長	古 川 泰 博	教 育 部 長	松 田 幸 夫

総務・情報課長	木 村 甚 治	経営企画課長	今 泉 憲 治
市民課長	木 村 和 美	税 务 課 長	新 納 照 文
福祉課長	宮 原 仁	保健センター所長	和 田 敏 信
都市計画課長	神 原 稔	建設課長	大 内 田 博
観光・産業課長	山 田 純 裕	上下水道課長	宮 原 勝 美
施設課長	大 江 田 洋	教 务 課 長	井 上 和 雄
学校教育課長	松 島 健 二	生涯学習課長	古 川 芳 文
文化財課長	齋 藤 廣 之	監査委員事務局長	井 上 義 昭

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長	白 石 純 一	議 事 課 長	田 中 利 雄
書 記	浅 井 武	書 記	花 田 敏 浩
書 記	茂 田 和 紀		

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第3回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

本定例会での一般質問通告書は12人から提出されております。そこで、一般質問の日程は、先の議会運営委員会におきまして2日間で行うことに決定していますことから、本日10日6人、明日11日6人の割り振りで行います。

議事日程は、お手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（不老光幸議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

12番大田勝義議員の一般質問を許可します。

[12番 大田勝義議員 登壇]

○12番（大田勝義議員） 皆さんおはようございます。

一般質問のトップバッターを切らさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告しております2点についてお伺いをいたします。

1点目は、ふるさと納税の状況について質問をいたします。

ふるさと納税制度は、皆様もご存じのように、大都市圏と地方の納税格差を是正することを目的として創設された制度でございまして、個人住民税の一部をふるさとの自治体などに納めることで格差の是正を図ろうというものでございます。

制度の導入に当たっては、さまざまな議論がなされたようですが、最終的には、税ではなく寄附金という形で納付を行い、寄附金のうち5,000円を超える部分が税額控除されるという仕組みになっております。

また、当初の構想では、居住歴のある自治体に限ってふるさと納税の対象とする方向で検討されておりましたが、居住歴の確認などの事務の煩雑化を避けるために、全国どこの地方自治体に寄附してもふるさと納税の対象となるようになったところでございます。

この制度の導入を受け、既に多くの自治体では、ホームページなどを活用したPR活動が行われており、さながら寄附獲得合戦の様相を呈しております。寄附が全国区になったことで、全国的に知名度の高い自治体が有利になると思われますが、彼ら知名度が高くても、PRもせずに悠長に構えていては寄附の獲得はできないと思います。

このふるさと納税制度は、自治体の魅力度やPR力を試す自治体の通信簿とも言われており

ます。本市のふるさと納税に対する現在までの取り組みの状況についてお尋ねをいたします。

また、ほかの自治体で先進的な取り組みをなされているなど、調査されているところがあればあわせてお尋ねをいたします。

2点目は、市内にあるトンネル内の安全についてお伺いをいたします。

車社会となり、交通渋滞の緩和策として、信号機にかからぬよう高架橋が本市でも設けられておりますが、ここが死角となっており、歩行者の犯罪に対する安全性が守られているのか心配しております。

一例を挙げますと、県道長浜・太宰府線のJRと交差する道路は、車道、歩道と分けてありますが、このトンネルを見ますと、落書き、ごみ、雑草、また照明は暗く、非常に危険な場所になっているのではないかと思います。大佐野方面へ歩いて帰宅される方は、暗く汚いトンネルであっても、その道を通らなければ帰宅できません。いつだったか、車道を歩いて帰宅してある女性の方を見かけました。この女性もひょっとするとトンネル内の歩道を通りたくないために車道に入られたのかもしれません。

数年前、川崎市で、深夜帰宅途中の女性がトンネル内で殺される事件がございました。この事件の犯人はまだ捕まっておりません。筑紫地区管内は、全国的に見ても犯罪の多い地域であり、このような事件がいつ発生してもおかしくない状況ではないかと思っております。幸い太宰府市ではこのような事件はまだ発生しておりませんが、発生する前に発生させない対策が必要と思われますが、治安の安全対策に対してどのようなお考えをお持ちなのかお伺いをいたします。

再質問につきましては自席にて行います。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） ふるさと納税についてご回答いたします。

本年5月に創設されましたふるさと納税制度に基づき、本市においては、ふるさと太宰府応援寄附として寄附金の募集を行っております。

ふるさと納税とは、地方公共団体に寄附をした場合、その一部が個人住民税や所得税から控除される制度で、結果といたしまして、その控除された部分をふるさとに納税したのと同じ効果が生じるというものであります。

使途につきましては、一つに太宰府市まるごと博物館推進に関する事業、2つにその他寄附者が使ってほしい事業、3つに市長に委任するという3つから選択していただくようにいたしております。

また、寄附に対しまして特産品等を贈る自治体間のプレゼント合戦という様相を施しておりますが、総務省におきましては、寄附を物でつるようなことは好ましくないと判断や、寄附を集めるために税金を使うということが果たして妥当なのかという判断から、本市といたしましては品物での返礼は行わない方針であります。財源確保を第一義の目的とするのではなく、太宰府出身者にふるさとに関心を持ってもらい、太宰府市の取り組みの応援団になっていただ

くという側面もあわせてPRを行っているところでございます。

8月19日からホームページに掲載いたしておりますが、市広報には10月1日号に寄附金募集の記事を掲載いたします。

なお、現在までの寄附の実績につきましては、1件、3万8,000円となっております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 12番大田勝義議員。

○12番（大田勝義議員） 先ほどですね、PR活動については、本市の場合はそういうことでホームページに載せてあるということと、それと10月に市の広報に載せるということで言われましたね。それでですね、ホームページというのは、見られる方、見られない方、たくさんいらっしゃりやうかと思いますが、寄附される方というのは幾らかでも余裕がある方ではなかろうかという気がしておるわけですね。だから、若い人というよりも年配の方が多いんじゃないかなと気がしております。

そこで、ホームページ以外にですね、何か、市の広報以外に何か載せられるようなことはないかどうかお尋ねしたいんですが、ほかに。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 現在のところ、考えておりません。

○議長（不老光幸議員） 12番大田勝義議員。

○12番（大田勝義議員） 私が考えますにね、太宰府市には700万人の観光客の方がお見えになっているわけですよね。で、この方々に、チラシをつくってですね、PRする方法もあるのではないかという気がしているわけです。それで、毎年700万人の方お見えになって、この方がどのぐらいされるか私はわかりませんけれども、このチラシを使うということについて、執行部としてはどのようなお考えかお尋ねいたします。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） PRの一つの手法として参考にさせていただきたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 12番大田勝義議員。

○12番（大田勝義議員） はい、わかりました。

ちょっと話は変わりますけども、私がですね、太宰府市以外のところに、平均的なサラリーマンと考えた場合にですね、先ほどの1件3万8,000円寄附されたという方がいらっしゃいましたよね。私が3万円を寄附したというふうな、太宰府市以外ですよ、にしたと、した場合には、その税控除というのはどのようになるか教えていただけませんか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 大田議員が3万円を例えれば筑紫野市に寄附をされた場合、太宰府市に翌年度申告をしていただく、それから税務署のほうにももちろん申告をしていただくことになります。それで、5,000円が下限額になってますので、5,000円は還付になりません。それで、還付の対象になる額は2万5,000円、これの還付申請を太宰府市と税務署のほうにしていただけれ

ば2万5,000円は戻ってくると。それ以上の納税額がもちろんなければいけませんけども、その範囲の中で2万5,000円については還付がされるということになります。

○議長（不老光幸議員） 12番大田勝義議員。

○12番（大田勝義議員） そうしますと、寄附は3万円したということになりますけれども、実質また2万5,000円返ってくるという形になれば、正確に言うと5,000円を寄附したという形になるわけでしょうか。そういうことになるんですかね。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（関岡 勉） 今、ふるさと納税の税の取り扱いの話でございますんで、これ、なかなか、このシステムいろいろありますですね、仮の話ですね、仮に大田議員が年収700万円としまして、そして妻と子供2人の場合、そして3万円を寄附したら、ふるさと納税の税還付はどうなるのかといったときですね。それで、先ほども総務部長が言いましたように、第一義的にはですね、納税額があるというのが前提でございます。納税額のない、例えば非課税のある方というのは必然的に還付はないという話になります。

で、この所得割のですね、金額で、この制限がございます。で、ごく一般的な、今申し上げましたような条件の一般的な例として回答しますとですね、寄附金の適用の下限の額がですね、5,000円になっております。それで、還付の限度額が2万5,000円という形になります。で、還付の仕組みはですね、いわゆる所得税、これと住民税の2つから成っております。で、所得税につきましてはですね、今申し上げました2万5,000円、限度額2万5,000円から税率が10%という形になると、2,500円これが所得税から還付がされるという形でございます。

一方、住民税はですね、個人住民税の基本控除額というのがありますて、2万5,000円の10%ということで2,500円になります。この2,500円をちょっと、仮にAならAとして置いときまして、そして個人住民税の特例控除額というのがございます。これがですね、先ほどの基本控除額の10%を引いたものと、それから所得税の10%を引いたもの、すなわち80%、2万5,000円の80%は2万円になるわけでございます。それがBといたしますと、先ほどのA2,500円とB2万円を加えた2万2,500円が太宰府なら太宰府の住民税から還付をされるという形になるわけでございます。そうしますと、先ほど所得税が2,500円、住民税が2万2,500円、トータル2万5,000円の税の還付がこの方は受けられるということになるわけでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 12番大田勝義議員。

○12番（大田勝義議員） 丁寧に説明いただきまして、ありがとうございました。

それではですね、このことについて終りますが、市民の方で寄附をしたいというふうな気持ちがどのような形で生まれてくるかということを私なりに想像した場合にですね、やはりホームページとかそういうふうなことで知らせるのも確かに大事かもわかりませんけれども、やっぱり根本にあるのはですね、やはり観光、例えば自分がよその町に行ったときに、その町でいろいろ、その町の魅力とかいろんなものをですね、感動したとかですね、そういった

ふうなことによって、この町に何かしてあげたいなという気持ちが必然的にわいてくるんだろうかと私は思うんですよね。だから、そういうふうなことを思わせるような方策というのは、もちろんこの太宰府市は、全国的に名前は売れているかもわかりませんけれども、この売れているということだけではなかなかこれもまた難しいかなという気がしますので、その辺のおもてなしの心といいましょうか、そういった方々に、観光客に対してだけにするんならばですよ、そういうふうなことで、ぜひともふるさと納税やっていただきたいという気持ちをわかせるというふうなことをですね、方策、対策としてどのように考えてあるのかということをですね、最後に市長にちょっとお尋ねをしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） ふるさと納税、あらゆる方々がこれに応募してくれればいいんですけれども、そのために太宰府市としてどうしているかというふうなことについては、まちづくりそのものであるというふうに思っております。まちぐるみ歴史公園、来訪者の方も、市民の方も、やはり太宰府市を愛するというふうな気持ちの中で、やはりそのことを起点として私どもがそういったまちづくりを整備していくこと、そして回遊していただくこと、そして太宰府市に来られて、心地よく太宰府市内を探訪できたり回遊できるような、そういったまちづくり、それがまちぐるみ歴史公園、まるごと博物館構想ととらえておりますので、その辺のところを推進していくばその延長上にあると、心ある人は響いてくれるというふうに思っておるところでございます。

○議長（不老光幸議員） 12番大田勝義議員。

○12番（大田勝義議員） ありがとうございました。先ほど市長が言われた、まちづくりそのものだということを言われましたんで、市民なり観光客に感動を与えるというのは確かにそういうことだろうと思っております。

それでは、この件については終わらさせていただきます。

次に入らせてください。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 2点目の高架橋、トンネル下の安全対策についてご回答いたします。

ご質問にあります都市計画道路、県道でございますが、長浜・太宰府線とJRとが交差いたします道路、いわゆるアンダーというふうに申しておりますが、これにつきましては、歩道が上下線につけてあります。この歩道につきましては、距離が長くて、橋脚の部分が死角となっているところがございます。歩道の街路灯の明るさであります照度につきましては、現在どの程度の照度があるかにつきまして調査中でございますが、防犯の観点から、照明等の改修が必要なところがあれば、道路管理者でございます那珂土木事務所、県でございますが、と協議いたしまして、照度の改善ができるものにつきましてはお願いをしていきたいというふうに考えております。

また、市内におきまして、同じようにアンダーとなっております部分、例えば高速道路や国道、県道などの高架橋の立体交差の下には、トンネルの延長が長い部分、車や人の通行が少なくて防犯灯の照明が暗いなど、安全面から見て危険ではないかと思われる場所があるかもしれませんので、この部分につきましては点検をしながら、安全・安心まちづくりの一翼であります防犯対策に努めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 12番大田勝義議員。

○12番（大田勝義議員） ありがとうございます。先ほどですね、あの長浜・太宰府線につきましては、県道ということで、市が直接携わってないということですが、どうなんでしょうね、これにつきまして、例えば落書きとかごみとかですよ、雑草なんかも毎年生えてきますよね。で、これは毎年やっていかないと、やはりその安全面といいましょうか、あそこが汚くなればですね、やはりあの辺によからぬ人がたむろしたりとかということも考えられますので、これ毎年のことなんんですけど、これは場合によっては市のほうに委託を受けて何か管理するような方法はできないのかどうかお尋ねしたいんですが。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） この部分につきましては、現在県のほうから委託を受けてということはございませんけども、この部分につきましては、今お話がありますように、実際市民の方が日常的に通行しております。この部分につきまして、県の管轄だからということでそのまま放置するということにつきましてはやはり問題があろうと思っております。この部分については、県とも定期的に清掃、それから落書きを消す、それから照明につきましてもですね、定期的な点検、管理をしていただくように県とも協議をしていきたい、重ねて協議をしていきたいというふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 12番大田勝義議員。

○12番（大田勝義議員） しつこいようですけどね、その定期的というのは大体どのぐらいでやられるんかですね、3カ月に1回なのか、半年に1回なのか、1年に1回なのか。どうでしょう。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 時期がどの程度なのかということでございますが、この部分につきましては、今お話ししましたように、県と確認をしながらということですので、私どものほうで3カ月、半年というふうなことでここでお約束するといいましょうか、こういうふうにしていきたいということは非常にお答えするのも難しかろうと思ってますが、県のほうにはできるだけ数多くしていただきたいということで申し上げていきたいというふうには考えております。

○議長（不老光幸議員） 12番大田勝義議員。

○12番（大田勝義議員） 今ですね、ちょうど草がたくさん生えてですね、あそこの、何てい

いましょうか、コンクリートの間からですね、もうカヤみたいのがたくさん出ているんですね。私なんかは、あそこは余り歩いて通ることはないんですけども、たまたまいいろんな車に乗らないような事情が発生したときには歩いていくんですね。で、遅い時間に帰ってきますとですね、やはり、昼間はそう気にはならなかったんですけども、夜は非常に暗くて、これは危ないなということを特に思ったんですね。自転車が後ろからですね、追い越していくとか、それとやっぱり、先ほど話がありましたように、柱型がありましてですね、柱型には人間がすっぽつと隠れるぐらいのスペースがあるんですよ。実際フェンスというのが手前にあればいいんですけども、ちょっと奥にあるもんですからね、だからそういったことで、ちょうど体がはまるぐらいのところがあるんですね。だから、そういったところに隠れて何かをされるとですね、非常に、守るような状態にならないもんですからね、だからあえてそこを私は、特にここは危ないなと。

そして、あそこは、ご存じのように、JRは平面で行っていますけども、歩道は、実質地下になってしまいますよね。地下に潜るということは、周りからの、周辺の方々から全然気がつかれないんですね。だから、特にあそこについて言っているわけですけれども。そして、あそこも自転車とか歩行者が非常に多いもんですからね、深夜帰宅される方もたくさんいらっしゃいますから、私も、あそこを通ったときにここは危ないなと。場合によっては、あそこにだれか警備でも置いてもいいぐらいの状態じゃなかろうかというふうな気もしております。

それからですね、この事件を未然に防ぐための私なりの考え方なんですけども、やはりあそこを見ましてですね、やっぱり隠れ場所、要するに隠れやすい場所をつくらない、それからやはり照明を明るくしてですね、周りから見やすくするとかですね、それとかもう一つは監視カメラですね、監視カメラなどをつけてですね、いつも人の目があるような状態にしておく。それから、もしそういうふうな事件が発生した場合に、緊急用の例えればブザーみたいなものをですね、どこかに取りつけといて、そして赤色灯っていいましょうか、そういったもので周りに知らせると。そのようなことが必要では私はなかろうかと思っているわけです。

それで、先ほどの話の中で、どうしても那珂土木事務所、要するに県のほうでのお伺いというのが、いつもそういうことで言われてあります。もちろん県だからしようがないかもわかりませんけども、極力市として、できるところはやっぱり県のほうに積極的に言っていただいてお願いをしたいと私は思っております。

県と、そういうことで協議をこれからも強くしていただき、そして早急にお願いしたいと思ってますので、これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 12番大田勝義議員の一般質問は終わりました。

次に、8番中林宗樹議員の一般質問を許可します。

〔8番 中林宗樹議員 登壇〕

○8番（中林宗樹議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告いたしておりました2項目について質問をいたします。

初めに、高尾川の改修と高尾川流域の雨水排水についてお尋ねいたします。

最近の雨の降り方は異常に思えるものを感じます。8月28日、29日の中部・関東地方における豪雨、特に愛知県岡崎市においては時間雨量146mmということで、本市においても平成15年7月19日に100mmを超す雨量を経験いたしました。146mmとは想像を絶するものがあります。大きな被害も出ています。この豪雨による被害を受けられた皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

この豪雨は気圧配置によるものとテレビ等では解説されていますが、地球温暖化の影響があるものと思います。また、別の報道によりますと、短時間の大雨で時間雨量80mmを超えるもので、全国で最近の1998年から2007年までの10年間で年平均18.5回を記録している。その前の10年間は平均11回であったと。これと比べると1.6倍に増えているということです。

今後大雨の降る回数は大幅に増加していくものと思います。このような大雨が都市部において降れば、東京都での工事中の大雨による事故、また兵庫県都賀川での幼稚園児の事故など、一たび大雨が降れば、短時間で下流へと流れ、このように災害が起こることもあります。

このような状況を見ながら高尾川を見ますと、高尾川はまさにこの都市型の川であります。高尾川の周辺を見ますと、田んぼや畑が見えます。そんなふうに都会風には見えませんが、高尾川の集水地域を見ますと、高尾山の南西斜面、青山一丁目の南向き地域、青山三丁目、四丁目、梅香苑、高雄台、梅ヶ丘地域と、ほとんどが住宅地で丘陵地であります。道路はアスファルトで舗装してあり、特に高尾山の南西斜面、青山一丁目の南向きの地域、青山三丁目、四丁目に降った雨は、谷筋を通って短時間のうちに高尾川へと流れ込みます。それも、柳ヶ浦2号橋のところへ集中していきます。2号橋は、橋の幅も狭く、またせっかく広くした川幅を狭くしています。このように、上から来た大量の雨水を排水することはできません。このため、集まってきた水は、当然のごとく川を越して道路へと流れ出します。この流量と勢いは半端なものではございません。この付近には、幼稚園、小・中高等学校が集中しています。通学路にもなっています。また、もう少し下流の吉ヶ浦橋付近では、田んぼが冠水します。また、ほかのところでも常襲の被災地があります。

このように、高尾川は暴れ川であります。ご承知のとおり、高尾川は川幅も狭く、下流の筑紫野市側は、曲がりくねり、ところどころ90度で曲がっているところもあります。このような状況になる高尾川で水による被害が出ないことはありません。過去においてたびたび被害は出ています。8月16日の豪雨時にも被害が出ています。

そこで、以下の点についてお尋ねいたします。

1つ、柳ヶ浦2号橋のところへ集中してくる水の排水対策及び高雄幼稚園前の道路の冠水、また柳ヶ浦2号橋の上流部分のところは川の水があふれ出し、川のようになって渦流が流れるが、その対策は。

2、高雄中央通りの3号線、高雄交差点から入ってすぐのところで深さ30cmほど冠水します。この対策はどのように考えておられるのか。

3、青山三丁目の土取り場よりの土砂の流出について、先日の豪雨時にも大量の土砂が、前面道路及び隣の雑木林へと流れ込んでいるが、防止策についてどのような指導がなされたのか。

4、高尾川流域における被害のもとは、高尾川の特性によるものと考えられます。高尾川全体の改修についてはどのように考えておられるのか、以上お伺いいたします。

2項目め、4m未満道路のセットバックと隅切りと所有権の保全についてお伺いいたします。

総合交通計画の施策9で、生活道路の確保で、道路が交差または接続している角地においては、視界を確保し、安全に通行するため、隅切りを実施する。また、セットバックについては、市内には幅員の狭い道路も点在するが、緊急車両等の通行を確保し、安全で快適な住環境を確保するため、4m未満の狭隘な道路についてはセットバックを推進し、交通の安全性の向上を図ると示されています。

また、建築時等の道に関する本市の指導要綱では、道路用地として無償提供し、当該申請により生じる道路用地の測量、分筆、登記事務及びコンクリート境界柱設置は市が施工し、その費用は負担すると書かれています。大事な財産を分けてもらうのであります。その取り扱いについては、慎重の上にも慎重に事を運ばなければならないと思います。

このようにして道路用地として確保された分で、境界の確認や市への所有権の移転等について疑問を生じるような話を耳にしますので、確認の意味で質問させていただきます。

所有権の移転については、その対抗要件として、所有権の移転登記しかありません。このせっかくセットバックしてもらった貴重な用地をいただいて道路として使用しているのに、肝心な移転登記がなされず昔のままの所有者となっているとか、また境界が確認できていないとか、固定資産税もいただいているとか、また道路と民地の境界確認をしていないまま道路の構築物を工事した後で、その構築物が民地の一部へかかっていたなど耳にします。土地の所有権などはそんなにしょっちゅう確認するものではなく、いつの間にか代替わりしているとかあります。先代の方は市のほうへ寄附採納しているのに、次代の方はそちら辺の事情がわからず、登記簿にあるとおり自分の所有地であると主張されたらどうにもならないということも起こります。そのときそのときにきちんと処理していかなければ、後でトラブルのもとになります。その手続、処理の方法について、以下の点でお伺いいたします。

1、過去において、当然市の所有となっているもので、まだ移転登記がなされてない物件はあるのか。また、あれば今後どのようにされるのか。

2、民地に入っている道路の構築物はどのようにされるのか。

3、測量、分筆、登記、登記の確認、この仕事はどのように行われているのか、以上お伺いいたします。

再質問は自席にて行います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 高尾川は集中豪雨時にはんらんし、一部冠水するところがあるけれども、高尾川の改修と地域の雨水排水についてご質問でございます。

まず初めに、私のほうから回答させていただきたいと思います。

高尾川の改修でございますけれども、太宰府市だけの問題ではなくて、河川改修につきましては下流域からが原則であるわけでございます。それを管理しております筑紫野市及び福岡県の改修計画が進行しなければ抜本的な解決にはならないというふうに思っております。両団体には改修されるよう働きかけを行っておりますけれども、現在のところ、まだ積極的な進展は見られておりません。また、県には、御笠川改修事業促進協議会でありますとか、あるいは福岡都市圏広域行政推進協議会を通しまして改修要望を行っておるところでございます。

詳細につきましては担当部長より説明をさせます。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 高尾川の改修につきましてでございますが、高雄中央通り線改良工事におきまして、高雄幼稚園前の井堰を固定堰から可動堰に改良をいたしております。

また、2点目の高雄交差点の冠水につきましては、高尾川の改修が前提というふうになりますが、これにつきましては、高尾川の改修が、先ほど市長の回答ありましたように、進展が受けられないということでございますので、これにつきましての排水ルートは検討はしなければならないんじゃないかというふうに考えております。

いざれにしましても、1点目、2点目につきまして共通をいたしまして、この部分については高尾川の改修というのが進まなければ根本的な解決にはならないというふうには考えております。

3点目の土砂の流入の件でございますが、先の集中豪雨のときに、豪雨時に土砂が道路に流出をしておるというようなことでございます。この部分につきましては、土砂が流出をしないようにというようなことを強く申し入れをいたしております。また、土砂が道路に流出しましたときには、速やかに土砂の搬出をするように指導をいたしております。

4点目の高尾川の流域における高尾川の特性によるものということについてでございます。高尾川の改修の分は先ほど申し上げましたところでございますが、高尾川は、二級河川、御笠川水系でございまして、高雄地区に源を発しております。全長が約4.03km、このうち県の管理が1.48km、筑紫野市の管理が0.95kmというふうになっておりまして、太宰府市がそのうちの1.6kmを管理をいたしております。筑紫野市におきまして、県河川の鷺田川に合流をいたしておりますというのが状況になっております。平成15年の水害では、高尾川がはんらんいたしまして、高雄地区のほかに、下流域の筑紫野市の曙、紫、中央通りの裏付近で非常に被害が発生をいたしておりました。

この高尾川の改修につきまして、太宰府市域の中で改修が必要なところがどこであるかというようなことを、このはんらんを契機にいたしまして平成17年に調査をいたしました。その結果、改修につきましては、高尾川改修、太宰府市域の分でございますが、全線にわたるという

ふうな結論がそのときの調査で出ております。ただし、先ほどから何遍も申し上げますが、高尾川の上流域、太宰府市域のみを改修をいたしましても、下流でございます筑紫野市の改修が進まないということになりますと、やはり根本的な解決にならないということで、この改修につきましては、筑紫野市と協議をいたしているところでございます。

また、先月の16日、高尾川流域で道路が冠水いたしましたが、解消には、同じ、この改修というものがやはり不可欠でございます。筑紫野市側につきましては、下流域の筑紫野市でございますが、住宅が密集をしているというようなことから、非常にこの改修が進まない、これは実情というふうなことでございます。

先ほど市長が回答いたしましたように、これらの改修につきましては、筑紫野市にはもちろんでございますが、筑紫野市と合同で、最下流であります県のほうには、合同でこの改修を要望いたしておるところでございます。

しかしながら、高尾川流域の下流の整備が進展をしないということだけでは、やはり本市の市域の対策というのは進まないというふうなことで、これをこの原因だけに長引かせるということにつきましては問題がやはり当然ございます。そういうなことから、この現在の状況の高尾川の排水、雨水排水ですね、この部分の計画を含めまして、関連課でございます上下水道部ともよく協議をしながら、何か方策がないかどうか、この部分についての市としての対策がとれる分がないのかどうかということを十分に検討していく必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） 高尾川のですね、改修については、私、平成15年7月の豪雨を受けてですね、それで9月の議会で一般質問しておりますけども、大体そのときと同じような回答でございますが。

今回ですね、また取り上げましたのは、この柳ヶ浦2号橋のところに集中してくる水のですね、これを何とか分散はできないかと。分散といいますかですね、ここは先ほどもいいましたように、青山地区の丘陵地帯からですね、一度に水が下ってくるわけですね。それで、下つてこないように、あそこへ、青山地区に何ヵ所か調整池がつくられておりますけども、この調整池が本当にそのように機能しておるかなということですね、この調整池についてですね、ここへ、高尾川へ流れてくる前のですね、調整池の機能としてどのように市のほうでは考えておられるのか、ちょっと調整池についてお伺いいたします。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 今ご指摘がありました青山地区の調整池につきましては、現在の調整池の状況がどうであるか。この部分の機能を果たしているのかというようなこと、それからまたこれを、今ご指摘がありましたように、青山地区の排水ですね、雨水の状況、これが分散をするというふうなことが可能なのかどうかというのを検討してまいりたいというふうに思つ

ております。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） それではですね、もう一つお尋ねしますが、あそこの高尾川まで来るのにですね、青山地区にですね、何カ所の調整池があるか、これは確認されておりますでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 調整池の数ははっきりとは確認をいたしておりませんが、4カ所、5カ所あろうかというふうに思っておりますが。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） このですね、柳ヶ浦2号橋のところへ来る水はですね、青山地区から流れてきて、そして調整池がですね、ある程度機能すればいいんですけども、ここはですね、以前からですね、青山地区から流れてくる水がですね、どのくらいの量かということはですね、あそこは今住宅地が造成されておりますけども、あそこは以前田んぼだったころはですね、あそこ田んぼの際のところですね、ちょうどあそこの緑台公民館の横の調整池から出てきた分と青山三丁目から出てきた分とのちょうど合流地点付近が、これちょっとちゅうですね、堤防が決壊しました。そして、その水が田んぼの中に入つて、それで田んぼが調整池の役目をしつつたんですね。それで、高尾川も少し水が出ていたんで、道路ですね、あふれ出でていたんですけども、今回はあそこに住宅地が造成されたもんだから、あの田んぼへ入る水が、全部道路へ出てきてですね、そして道路が非常に、何というか濁流が流れたというような状況になっているんですね。

そのためにも、青山地区の調整池をもう一遍見直して、そしてあそこの緑台公民館の横にですね、大きな調整池と、それとくぼ地というのがあります。あそこを、うまく利用すれば、あそこに相当量の水がためられると思うんですね。そこら辺を検討していただきたいと思いますが、あそこら辺の地形、それから住民の方々もおられますので、いろんな問題も出てくるかと思いますが、あそこへ一度ですね、そういう調整する機能を持たせた池をですね、もう一遍整備を考えられたらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 調整池の役割を十分に機能を果たすようにという部分は、先ほど申し上げましたように、該当地域の中にあります調整池、また今お話をありました緑台区、緑台公民館の横の調整池というふうに思いますが、その部分を含めましてですね、十分検討していくといふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） あそこがある程度機能すればですね、水の量も若干調整ができるかなと思います。

それと、次にですね、高雄幼稚園前の道路が冠水した部分と、3号線から高雄中央通りへ入

ってきて、ちょうど太宰府スイミングの前のあたりですけども、あそこへ水がですね、やっぱり30cmぐらいたまつるんですね。そうすると、30cmたまりますと、乗用車のマフラーが、つかってしまうんですね、大体20cmから25cmぐらいのところに乗用車のマフラーはついてますので。そしたら、30cmたまるとマフラーがつかってしまって、もう車通れなくなるんですね。やはり、ここはどうしてそんな状態になったかというとですね、あそこ、高雄中央通り、非常に改良、整備していただきまして、本当に通りやすくなつるんですけども、ちょうどあそこの大宰府スイミングの前と、それと高雄幼稚園の前はですね、ちょうど道路をですね、なぜか知りませんけれども、くぼ地にしとるんですね、ちょうど両方からこう下がってきて。それは、くぼ地になっているというのはわかっているもんだから、あそこへ、真ん中辺に、一番低いところへ排水溝をつくってあるんですね。そしたら、排水溝をつくってありますけども、今回みたいにちょっと大雨が降れば、ほかの側溝、水路等は全部満杯になって、今度排水溝から逆に道路へ吹き出してきて、あそこは下がってますから、その分だけ水がたまって、そして車が通れなくなつるんですよね。これは、どうしてあそこは下げられたのかちょっとお尋ねします。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 高雄幼稚園から、また高雄交差点の付近がくぼ地になっているということですが、その原因は、どうしてくぼ地になっているかということでございますが、この部分につきましては、道路の改修、また道路新設、そういう道路についての工事が行われております。そういうふうなことから、道路の構造上のことからそういうくぼ地が生じているというふうなことではないかというふうに考えてますけども。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） 道路の工事上ですね、そういうことになったということですけども、あそこの大宰府スイミングの前は昔から水がたまりよったんですね。ですから、あそこをですね、改良するときにですね、あそこはたまるということはわかっているからですね、そしたらこの高雄中央通りは大幅に改修しているわけです。全部道路を、アスファルトをはがして、下の泥も全部取って、そして全部やりかえとるんですね。そしたら、そのときにですね、30cmも下がらないようにですね、平たんにですね、設計しとけばですね、あそこへ水が、あそこは水が出ますので、道路をですね、覆って流れる分はあるけども、30cmもたまるということはなかったと思うんですね。それと、これは高雄幼稚園の前もそうです。高雄幼稚園の前はですね、前はたまってなかつたんですね、道路がある程度平たんにしてあったから。今度は、あそこ、なぜくぼ地のようにされたのか。あれ、されたばっかりにそこへ水がたまつたんですね。それも、その道路設計されるときにですね、道路がこうくぼまないよう、真っすぐですね、平たんに設計されとけばですね、それでそこに水がたまるということはなかつたと思うんですね。そして、たまって車が通れなくなると。若干ですね、そこ10cmぐらいの水はですね、流れるかもしれませんけども、地形的にですね。どうしてそういう、何というんですか、設計する段階

でですね、あそこら辺の地形よくわかつてあると思いますけども、設計する段階でそういうことができなかつたんだろうかということで、そこまで考えていただけなかつたのかどうかお尋ねいたします。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 先ほど申し上げました道路を改良する時点、工事をする時点で、構造上の関係からというふうなことを申しました。それにつきましては、周辺の関連します道路、また宅地、そういったものとの関連も含めまして、そういう設計を行っているというふうなことと判断いたしております。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） そういうことがありますので、設計の段階でですね、そこをちゃんと見て、そこの地域のですね、特性をちゃんと見ればですね、それができると。そして、水がですね、そこは水がたまるということはわかられたと思うんですね、そこは排水溝ちゃんとつくつてありますから。やっぱりそれがないようにつくっていただきたかったなと思うと。

それともう一つですね、柳ヶ浦2号橋についてもですね、あそこへ、今度は、何といふんですか、ボックスを入れて橋をつくつてあるんですけども、以前はですね、橋としてやっておられてですね、そしてあそこの断面面積がですね、少しこくなっていると思うんですね。すぐ横に3号橋がありますけども、3号橋の分と比べますとですね、非常にもう、はかっておりませんのでわかりませんけども、3分の1ぐらいは3号橋の流通、水が流れる部分の断面面積ですか、これは3分の1ぐらい小さくなっているんじやないかなと。先日も高尾川の、今度住宅地を造成した前の道路をなぜ狭くしたかということでお尋ねしましたが、これについては下の川幅に合わせたということですけども、これはどこの川幅に合わせたかと。3号橋の川幅に合わせてもらつとけばですね、今回ほどですね、水がですね、あそこへあふれ出すことはなかつたと思うんですけども、そこら辺のですね、2号橋についてのですね、ボックスを入れないと、流れる断面面積が小さくなっていると思いますけども、そこら辺についても配慮がですね、少し足りなかつたんじやないかと思いますが、そこら辺の橋の設計についても、どのように考えてあれを設計されたのか、ちょっとお尋ねいたします。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） お尋ねの断面の関係でございますが、前回6月議会でもご説明をいたしたところでございますが、下流域、この現在お話があつております、その現場の下の下流域の断面に合わせてこの分の設計をいたしたというところでございます。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） ですから、下流域の3号橋の幅に合わせていただいたらよかつたんじやないかなということで申し上げるとんですけども、3号橋との関係、それから以前あった橋のその断面面積との関係、そこら辺の計算はされたんでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 前回もご説明をいたしておりましたが、断面そのものにつきましては下流域に合わせたというふうなことで、現況につきましては、改修前の分とも相違はないというふうな設計になつとるというふうに確認をいたしております。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） それはですね、はかつてみないとわかりませんけども、以前は橋状態でしたので、橋が若干高かったんですね。今ボックスは川の中へ沈めてますんで、上の部分がですね、若干狭くなつてまして、それと川です、ボックスは真四角ですけども、橋のときはV字型になつてますので、横ののりもありますので、そこら辺を計算すればですね、十分、以前の橋の部分と今回のボックス部分では断面面積は小さくなつているかと思います。

ここでですね、私が高雄中央通りの太宰府スイミングの前、それから高雄幼稚園の前の冠水した部分、それとこの橋のつけ方についてですね、質問しましたのは、やはりこういうですね、地形的にですね、ある程度、もう少し考えていただければですね、わかるような、ここに水がたまる、本当にそこに、道路をですね、つくられるときに、30cm水がたまるということは30cm下がつてますから、それとあと20cmですね、ちょっと高くしていただく、20cmですからこのくらいですね、周辺道路との関係、周辺道路はまだ高いんですね。ですから、周辺道路と合わせたときにですね、やはりそこら辺の思いがですね、あれば、それはできとつたんじゃないかなと。

それと、その柳ヶ浦2号橋につきましてもですね、やはりここへそれだけの水が入つてくるということはですよ、先ほどから青山の部分だけ言いますけども、これには高雄の三丁目、四丁目のあの奥のほうの畠から流れてくる水もあるんですね。そして、すべてあそこの高雄から上の、2号橋から上の水、あそこへ全部入つてくるんですね。ですから、あそこへ入つてくる水の量というのをですね、先ほど言いましたように、そこの集水面積がそれだけあるということですから、それについてですね、十分計算していただければですね、あの橋がどのくらいの水量に耐えられるのか、そしてどのくらいの排水能力が必要なのかということはわかつたと思うんですけども、やはり今後ですね、そういう仕事をされるときには、そこまでですね、やはり目配りをしていただきたいなということで考えております。

もうこの点についてもですね、今後やはりそういう地形的、そういう問題が出てくるところについては、十分ですね、考えて、設計等についてはですね、現地を精査してですね、やっていただければ。今回、私は、この、3カ所についてはですね、これはもう言葉悪うござりますけども、やはり道路の設計ミスだと思います。これについて何かご答弁ありましたらよろしくお願いします。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 今、中林議員のご指摘等については、十分参考にさせていただきたいというふうに思つております。

ただ、私の経験則で申し上げます。私も農業従事しております、あの一帯等については、

農業排水路と用水路と併設した形になっております。1時間当たり40mm、あるいはのときでも道に水があふれるというふうなことがあります。まして平成15年では100mm、今回も100mm近い形で降ったというふうなこと。どうしても、それ以上の、キャパ以上に降ればあふれることはやむを得ない部分もあるというふうなこと、防げない部分もあります。ただし、経験則で申し上げれば、6月から9月までについては井堰を閉めております。それで、農業従事者の方々が心がけて、自分の田んぼのところの用水路の入り口等については、やはり井堰を外すということ、事前に、それだけで違います。私が持っております吉松の尻深というふうなところでございますけれども、私は、雨が降りますと、午前0時でも2時でも出かけます。そして、井堰を開けます。でないと道にあふれ出ます。やはりそういったことが6月から9月の間についてはございます。

私も、高尾川等々については、この目で現地を見ております。だから、ご指摘の緑台のところの調整池、このしゅんせつも必要だというふうなこと。これは事前の勉強会でも意見交換をいたしております。その辺のところ等については、再度現地調査をして、これは遺憾なきようやりたいというふうに思います。今の井堰等については、農事組合、水利組合等々の連携というようなものも必要だと。雨が降りますと、どうしても井堰を開けないというふうな、あるいは忘れる、自然天道であればいいけれども、そこに板が4枚、1枚、2枚挟まっているだけ流れが変わります。あるいは、今のご指摘の橋の改修のところ等についても、現地を見ますと、水利は水利の考え方があるんじゃないかなというふうに思います。そういうところも含めて設計に生かしておるというふうに思います。と申しますのは、2方、3方に水が分水できるように、あそこの新設された橋の中で調整がされております。余り広いと、とのままの原形でないと水は微妙に流れないわけです。田んぼは水道が決まっておりますんで、どつからでもかけられるというようなものではない。だから、その辺の自然勾配等々も含めて、そしてそこに板を、井堰をとめることによって、そして押し上げ的な形で水田にかけるというような部分がありますんで、その際、そういった状況になっておるところは、やはり水田耕作者が責任持って、そういった前ぶれがわかっているわけですから、雨が降るということはわかっているわけですから、事前に外してしまうというふうな形をとるのが私は責任としてあるというふうに思っております。そういう側面も、用水路から水があふれる要因はありますんで、ご理解いただきたいというふうに思っております。

ご指摘等については参考にさせていただいて、今後調整池のしゅんせつ等については、現地踏査しながら万全を期したいというふうに思っております。ありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） そういうことで、その井堰の問題も若干ありますけども、やはり流量の問題、それが道路のですね、設計のときにくぼ地をつくらないような、やっぱり水がたまらないような道路につくっていただきたいということでお願いしときます。

次にですね、青山三丁目のあの土取り場の件なんですけども、今回ですね、大量に土砂が流

出したということで、それなりに強く申し入れをしているということでございますけども、あそこですね、現地のですね、奥のほうに行きますと里道が通っております。そして、その里道の部分をですね、削ってしまつたんですね。そして、削つてしまつて、そしてすぐその裏は太宰府東中学校になります。で、太宰府東中学校にですね、あそこへ今泥を削ったまんまの状態で置いておりますので、それと隣の雑木林からですね、流れ出した土砂がですね、太宰府東中学校のほうにも向いて流れ出しているんですね。今回は幸いにも太宰府東中学校までは届いておりませんけども、ここの土砂はですね、太宰府東中学校へ流れ出す可能性は十分にあります。それと、今言いましたように、里道の部分を削り取っておりますので、そのまま地肌が出ておりますので、あそこへやっぱり大量の雨が降ればですね、これはあそこの土砂崩れを起こして、太宰府東中学校の今先生方が駐車場で使っておられるところへですね、土砂崩れの土砂が流れ落ちやしないかなということで私危惧しとりますけども、ここら辺についてのですね、対応といいますか、そこら辺についてはどのように考えておられるのかお尋ねいたしました。

○議長（不老光幸議員） ここで11時15分まで休憩します。

休憩 午前11時02分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時15分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 青山三丁目の工事現場から土砂が流れ出ているという部分でございました。

この部分につきましては、先ほど申しましたように、さきの豪雨のときに道路に流出をいたしております。この部分については強く申し入れをいたしております。

また、ご指摘の里道から太宰府東中学校への土砂の流入ということにつきましても、この分につきましても、再度業者の方に強く申し入れをして、こういうことが生じないように、防止策をとるように指導していきたいというふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） どのような指導をされるのかちょっとお尋ねしたいと思いますし、それと土砂崩れのですね、可能性があるということで、これについてもですね、やはりどういうふうな対策を考えられるのか、あわせてお答えをお願いします。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 具体的な対応ということでございますが、1つには現場の状況に応じて、流出をしないように、それについての防止、大きく言いますと擁壁というようなことになるかもわかりませんが、小さな部分、そこまではならない部分があるかもわかりませんが、そういう流出をしないような対応策、土砂防止の例えればブロックとか、それから土のうとかで

すね、そういうものについて土砂が流れ出ないようにというふうなこと、それから排水につきましても、その現地の中での排水ですね、そういったものは重要になってこうと思いますので、そういったものが周辺に土砂が流出しないように、それも合わせて解決していくようにということで、現場で指導をし、またそれが実行されているかどうかというのは確認をしていきたいというふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） まだちょっとあります。あそこの里道からですね、里道はもちろん市の管理だと思います、それから里道と太宰府東中学校の間の土地は、これは市の所有になっていると思います。これを業者にさせるのか、市で責任持って管理やるのか、そこら辺お答えお願ひします。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 基本的にはそれぞれ所有者が管理するというふうなことになります。ただ、土砂等の流出をしました原因がですね、相手方にあれば、その相手方が当然その部分についても、例えば土砂の撤去とかそういったものは向けていく。また、そういったことが二度と起こらないように、先ほど言いましたような対応策をとるようにというふうなことを強く指導していくというふうなことになっていくというふうには考えております。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） ちょっとしつこいですけども、これですね、学校側へ土砂が流れてきてですね、もしそこへ子供が、生徒がおって、それに土砂かぶったらですね、非常な大きな事故になると思うんでですね、これはぜひですね。そして、先ほども言いましたように、里道から東側は市の管理でございますので、ここら辺についてもですね、ただ業者に任せるというだけではなくて、やっぱり市できちっと管理して、そして業者にやってもらうべき部分は業者にやってもらう、市がやらなければならぬ分は市がやるということで、そこら辺のきちっと対応をしていただきたいと思います。

これで今のところの3番目は終わりますが、4番目のですね、高尾川の改修については、これは市長もおっしゃいましたし、それから部長のほうからもお答えいただきましたけども、これについてはですね、やはり抜本的な改修というのは非常に難しいと思うんですね。やはり筑紫野市が、高雄のほうをですね、ずっと流していくばですね、どうなるかといったら、やっぱり下のほうができておりますので、下の二日市の駅前商店街あたりがまたつかるというふうなこともありますのですね、やっぱりこれの対策についてはですね、これは可能かどうかわかりませんけども、やはり吉ヶ浦橋付近のですね、あそこの農地をですね、買い取って、あそこへですね、大きなですね、調整池をつくると。やはりあそこへ、そうですね、何haかですね、つくって、そこへ水をためてやるということをすればですね、これは二日市の商店街も安心されるでしょうし、それとその高雄地区のあそこの太宰府スイミング、それから梅ヶ丘地区にも非常に被害が出ておりますので、ここら辺のですね、対策にもなると。

ここはですね、結局どうして水があそこへたまるかといいますと、高尾川があそこの家の前2号橋の付近でですね、どうしても水が行きどまりになって流れないので、そこの水位が上がるもんだから、高尾川へ流れていっている梅ヶ丘、それから高雄一丁目あたりの水がもう流れ切らなくて、結局そこへたまってしまうという状況でございますので、やはりこれは吉ヶ浦橋付近のですね、あそこの農地にですね、大きな調整池をですね、遊水地をつくっていただければある程度解決ができるんじゃないかなと思いますので、これは一応要望としておきます。

以上でこの1問目は終わります。

2問目をお願いします。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 4m未満道路のセットバック及び隅切りと所有権保全についてについてお答え申し上げます。

セットバックは、いわゆる建築時に建築基準法第42条第2項で、道路幅員4m未満の場合、道路の中心から2m後退することをセットバックというふうに言われております。セットバックは、市も指導要綱を定めてその扱いをしておりますとおり、良質な住環境、安全・安心のまちづくり、緊急自動車の通行とかですね、そういうふうなことから欠かすことのできない事業と位置づけをいたしております。

この事業につきましては、関係者、そのセットバックの該当地になります所有者の方ですが、こちらの理解を得るということが一番になってくるということでございます。そういうふうなことを含めて、積極的に進めておるところでございます。

1点目の未登記の物件ということでございますが、このセットバックにつきましては、先ほど申しました指導要綱の中で、市に寄附をしていただくということを、道路用地として無償提供ということをしていただくということを市の要綱の中で原則として明記をいたしております。そういうようなことから、セットバックに係るものについては市に寄附をしていただくということが本来でございますが、セットバック、それについては理解はして一定後退をさせるけれども、市への寄附についてはしないというふうなことで市への無償提供が進んでないという分が終了していないという部分が確かにございます。そういうふうなことから、寄附に同意されないということから、個人名義で残っているという物件が確かにございます。これにつきましては、セットバックの時点で、十分にセットバックの趣旨、先ほどご質問にありました税金の関係ですね、これらにつきましても十分に説明を繰り返しいたしておりますが、ご本人との関係で、個人名義で残っているということが数件あるということは、残念ながら現実としてございます。

この分につきましても、継続をして、この事業の趣旨をですね、所有者の方に繰り返しご説明を申し上げて理解をしていただく、そしてこの所有権移転が、寄附ということで所有権移転が進むように、職員が努力しているというところでございます。

2点目の民地に入っている道路の構築物につきましては、先ほど申しましたように、物件が

所有権移転できないという部分について、それらの部分が関連で、構築物がそこに入っているということがございますが、市への寄附をいただけないというふうなことから民地のままになっておりますので、そこに構築物がどうなっているかということを確認をするということが、そういうふうなことができないということになっておりますので、それらの物件の中に構築物がどうなっているかというのは把握ができていないというのが現状でございます。

3点目の仕事、事務の流れはということでございますが、これにつきましては、先ほど申しましたように、セットバック、建築に伴うものということでございますので、そういう話がありましたときに、その記載の書類を受けまして、職員が、先ほど言いましたように、セットバックの趣旨を十分に説明をいたしまして、どの部分がそのセットバックに該当するかというようなこと、現地でも立ち会いまして、その物件について説明をいたしております。それらとあわせまして、測量、それから分筆というふうな事務を進めていっております。また、それらが完全に終了しまして、基本的には市への登記、所有権移転の登記を行っているというふうなことでございます。これらの費用が当然生じております。生じました費用につきましては、セットバックという趣旨から市の責任において負担をしてこれらの業務を行っているというふうなことでございます。

また、登記がすべて完了いたしました暁には、所有者の方に、市長名でのセットバックに協力をいただいたというお礼状とあわせまして、登記簿謄本の写しをご本人のほうにお渡ししているというふうなことで、事務処理に漏れがないようにですね、遗漏がないように、こういうふうな流れを確認をしながら進めておるというふうなことでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） 大体あれですけども、やはり理解をしていただいてないというふうなこともありますけども、やはり以前に寄附していただいた分で所有権の移転ができるでなくて、やはり今またさらに努力が要るというような状況もあると聞いておりますので、やはりそこら辺のですね、やはりそういう申請があった時点で、きちんとその申請を把握して、そしてそれを登記して、登記の確認をするということのこの事務の流れですね、これを、測量はですね、多分建設課でやられると思いますけど、登記とか登記の確認とかですね、ここら辺は、こここの質問の原稿に書いておりましたけども、測量、分筆、登記、登記の確認と、ここは全部建設課でやられているんですか、それとも登記関係は登記の、総務部の登記の財産管理の部分とか、そこら辺の流れはどんなでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 先ほど申しましたように、これらにつきましての事務につきましては市のほうの責任で行っております。

具体的には、分筆、それらの事務処理につきまして、所管でございます建設課、登記につきましては、市のほうから所有権移転の嘱託登記をいたしますので、この部分につきましては、

建設課から管財課のほうにですね、これ登記の事務につきましては管財課が行うというふうなことになっておりますので、そちらのほうに事務処理をお願いをして処理していただくというふうなことで、事務処理は一連の事務処理を通して行っておるというところでございます。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） やはり登記の部分になると建設課から外れると、そして管財課のほうに移るということで、やはり最初に申請が出て、測量、分筆、そこまでは建設課でやって、最後の登記、登記の確認という部分については管財課ということです。やはりこれは事務の流れとして、一貫してやらないと、建設課ではやったつもりやったけど、管財課ではやってないというふうなことがあって、こういう所有権移転がですね、できてないというふうなことが起こつてくるわけですね。ですから、ここら辺の事務の流れについてはですね、やっぱり最初の申請から確認までですね、一貫して流れがつかめるように、そしていつ、どういう申請が出されたのか、どういうふうにして登記されているか、その確認ができるという、やっぱりその体制をですね、やはりきっちとつくっていただきないと、やはり移転登記の漏れが出てくるんじゃないかなと思います。

これ、ちょっとあれですけども、移転登記について、不動産の所有権についてはですね、これはもう移転登記をしてなければですね、第三者に対しては対抗できないという、これは民法第177条で規定されておりますので、幾らこの間もろうとったけんがと言うとつですね、後で、それはちょっと登記忘れとったけん、ちょっともう一遍所有権登記をやり直してもらえんやろうかというようなことではですね、やはりいけないんですね。これはもう、きっちと移転登記をそのときにして、そしてさっきも言いましたけども、やはり不動産は一々毎月確認するわけじゃないんで、何か事があったときに見るわけですね。それで、遺産相続で次の人がもらったときにですね、ああ、これはおれん方の土地やねと、そして何で市の道路があるとかいなと、これはおれ方のものやから、市が言うてきてもやらんばいというふうなことにもなるんですね、やはりそこら辺のですね、それに対する対抗要件としてですね、いやこれはあなたの家のおやじさんからもろうたと言うてもですね、それには対抗できないんですね、この民法第177条の規定を適用するとですね。やはりそこら辺もありますので、そういう移転登記については非常にやっぱり慎重にですね、運んでいただいて、確実にやっていただきたいということでお願いしておきたいと思います。

今回、この2問について質問いたしましたけども、これについてはですね、やはりもう少し現場ですね、やっぱり確認確認ということでやっていただきたいと。市長はですね、現場主義現場主義と言われますけども、やはりもう少しですね、職員の皆さんもですね、現場主義で、やはりその現地に合った状況を把握していただいて、事務事業をですね、進めていただきたいと思います。これはもう要望とさせていただいています。

これで私の一般質問を終わります。

以上です。ありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員の一般質問は終わりました。

次に、16番村山弘行議員の一般質問を許可します。

[16番 村山弘行議員 登壇]

○16番（村山弘行議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従い質問を行います。

まず、地域の健康増進についてお伺いをいたします。

古今東西、健康で長生きするということは人間の不滅の願いでございます。高齢社会が進む中で、いつまでも健康で元気に暮らしていくために、多くの人たちが健康増進へ向けてさまざまな取り組みを行っておられます。ジョギング、あるいはプールでの歩行、水泳、山登りなど、その人に合ったスポーツをされているようあります。

しかしながら、健康づくりは一朝一夕にできるものではありません。多くの方々が、健康のために何らかのスポーツをされているのは、やはり何かのきっかけがあったのではないかと思います。

さて、今回私の質問は、去る7月12日、13日の両日に開催されました健康展からによるものでございますが、今回の健康展は、井上市長になって数年ぶりに再開されたものではなかろうかと思います。この健康展に参加された私の地元の区長さんが、実は長浦台、地元でもこういうものを行いたいがと、こういうご相談を受けて、この際私の健康づくりについての考えを述べながら、市当局のご見解を伺うものでございます。

今回の健康展におきまして、さまざまな体力測定が行われました。その測定器あるいは専門家の方々も、外部からの、あるいは品物、機材のリースや派遣されたのではなかろうかというふうにお伺いをいたしております。私は、市において自前のものがほとんどないということであり、この健康展に使われましたさまざまな機材を本市で確保し、各地域で健康展の地域版を奨励し、もって健康増進に寄与するようにしたらと思うのであります。既に一、二の中学校校区では、その取り組みが始まっているようでございます。市中心部まではなかなか行けないけれども、地元の校区なら参加しやすい、あるいは参加をするという方も少なくないと思います。地域での健康展の取り組みも、現在の60歳、70歳からではなくして、30代、40代の人たちにもその参加ターゲットをねらうことも忘れてはならないと思います。

健康の取り組みは、イベント的なものであっては長続きしないと思います。さらに、地域の人々が主体的に取り組む、あるいは取り組みやすいようにサポートを行政が行うということが大事ではなかろうかと思いますが、市当局のご見解を伺うものでございます。

次に、本市の指定管理者制度についてお伺いをいたします。

本制度の導入については、私がここで述べるまでもないと思いますが、公の施設の効率的運営を行えるよう民間企業の効率的ノウハウを生かすことにその基本的な考えがあろうかと思います。また、地方公共団体の財政的軽減のねらいもあるうかと思います。

本市のさまざまな施設も、この指定管理者制度が導入をされておりますが、各地区の共同利

用施設、いわゆる公民館においては地元の自治会に委託をされ、そのほかの施設の多くは文化スポーツ振興財団であります、全くの民間の会社が指定管理者になっている施設は三、四カ所ではなかろうかと思います。この指定管理者に委託された施設の運営は、本制度の導入趣旨のとおり、効果的、効率的に行われているのかどうなのか、その実態を伺うものであります。

また、この制度を導入し、単に民間企業の利益提供のみに終わってしまうことがないよう、あわせてお伺いするものでございます。

以下、再質問につきましては自席にて行わせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 地域の健康増進についてご回答申し上げます。

市民の健康づくりは、市民が生涯にわたり、元気で活動的に生活できるための重要な課題でございます。健康づくりを推進していく上で、住民一人一人が健康づくりを主体的に実践できるよう環境を整備していくことが行政の役割と考えております。

本年7月12日、13日にいきいき情報センター開館10周年記念事業とあわせて開催しました健康展では、健康度測定、栄養診断、栄養相談、医師による相談、親子クッキングなどを行い、延べ約600人の参加を得ることができたところでございます。

この健康展の実施経過や成果を踏まえ、健康展実行委員会で審議をされ、地域版の健康展を本年11月に太宰府東中学校区と太宰府西中学校区で開催することが決定され、その内容が代表委員により企画立案されております。地域の中で実施するに当たっては、健康推進員の協力をいただき、住民主体の健康増進事業が実践されると考えております。これは、住民自身の健康意識を高め、健康づくりのきっかけとなり、さらには地域づくりにも貢献でき、大変効果的な取り組みになろうと思われます。

しかし、こうした取り組みが単発で終わることなく継続的に実施できるように、ご提案の運動器具の貸し出し等につきまして検討し、サポートできるものはサポートしていきたいと考えております。

さらに、今後このような取り組みが他の地域へも拡大されるように努力してまいります。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 今部長言われましたように、今2校区において取り組みを11月にされるということは私もお聞きをしまして、今回の質問もするようにしたんですけど、本市に持つておるのは血圧計ぐらいで、あとは大部分が借りておるというか、そういう分であります、今回も特別に予算も計上されて、その中で随分これを機会に何かやりたいという、そういうご意見もあるようですが、この機材を購入する際の、いわゆる費用対効果といいますかね、これは健康づくりですから、購入するにはすぐお金が要りましょうけども、その効果があらわれるのは10年、20年、30年後ぐらいまでかかるというふうに思うんですね。それでも、結果的には、例えば介護保険の掛金が健康であれば少なくなってくるということで、長期的に見ていく

けば、健康づくりというものは本市の財政軽減にも、随分先になろうかと思うけど、やっぱり結果的につながるかというふうに思います。

それと、やっぱりイベント的だと、今部長言われますように、イベント的であっては健康づくりというのはなかなか進まないと思いますし、地域で、そして地域が主体的にこの健康へ向けて取り組むことが肝要というふうに思いますが、機材などを購入すれば一体いかほどの金額がかかるものなのか、もし掌握されておればお伺いしたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 機材の価格については把握をいたしておりません。申しわけありません。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） これ一回ご検討願ってですね、そして私どもの区長さんの話では、それをもともとは長浦台だけでやろうかという気持ちやったんですが、ちょっとなかなかできないということで、太宰府西中学校区広げられて、当然太宰府東中学校区のほうもそういう話がありましたもんですから、もし太宰府市で持っておればですね、それを貸し出す、あるいはこの専門的な知識も必要かというふうにお聞きしておりますが、そのために健康推進員の方に研修を受けさせ、その機材というか、そういう測定能力もはかれるような方も地域に、1校区1人か2人ぐらい当面はしながら、そしてそういう機材測定などができるような資格を有するよう、例えば市がそういうものを奨励していくという環境づくりと、いわゆる部長の言われる環境づくりを行政が行って、そしてこの機材も、それから人材の育成をしていく、地域で健康に対する取り組みが根差していくように、こういう取り組みが必要ではなかろうかというふうに思いますものですからですね、ぜひ機材の購入も検討されて、貸し出しがされるようにしていく必要があろうかと思います。

で、もう一つは、60歳、70歳の人たちは、もういろんなスポーツだとか自分の健康について非常に関心を持っておられますから、それなりの自分に合った何らかをされている方も多いと思いますが、30歳代あるいは40歳あたりの方たちはですね、まだその健康に対してというか、言うなら、60代、70代、80代の人に比べればまだまだ自分は元気だということが多いと思うんですね。しかし、30代ぐらいから健康に対する管理あるいは関心を持つことが、その方たちが70歳になったときにその効果があらわれてくるというふうに思いますから、対象を、やっぱり30代ぐらいから対象にしていって、そして地域でも、30代、40代の方々が積極的に参画をされるような環境づくりもぜひですね、行政としてやっていただきたいなというふうに思います。ぜひ、当面、一度に全品、機材というふうにはいかないかもしれませんけども、これはぜひ購入をし、当面は中学校校区なら中学校区でも貸し出すということについて検討いただけるかどうか再度お聞きしたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 市で健康度測定器具などを購入して、貸し出しができるかどうかの

検討はどうかというお尋ねでございますが、健康器具は、事業に参加される方々を対象に、器具の取り扱い方などを講習すればできる簡易なものもあると思われますので、ぜひ検討をしたいと思います。

それから、30代など若い健康世代への取り組みにつきましてですが、働き盛りの人を引きつける集団での取り組みは、個々人の生活リズムがある中で、その個人個人が健康づくりをしたいときにできるような仕組みづくりが必要ではないかというふうに思います。今回、太宰府西中学校区、太宰府東中学校区でされます対象には、中高年齢者の男性を中心に参加を募るという企画立案がされております。これまで高齢者の女性の参加が非常に多かったということから、そういった男性、中高年齢者となっておりますので、この辺もご提案の若年層にも働きかけができるようになる提案もしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） よろしくお願ひをしときたいと思います。基本的には個人の気持ちというか、個人がやろうとする努力が一番健康については肝要かと思いますが、部長申し上げられましたように、行政がその環境づくりをすることによって、元気で長生きをしていくということが大切というふうに思いますから、ぜひこの健康展については、今回は10周年記念ということで特別企画みたいなものがありますけれども、これはできれば毎年続けていかれれば、続けていきながら、ポイント的に各行政区といいますか、あるいは中学校校区でもそういうものをやっていって、できれば市を挙げての健康づくりに取り組んでいるような姿勢が、結果的にそれぞれ個人個人の健康づくりへ向けての関心の度合いも高めていくのではないかというふうに思いますとですね、今部長お答えいただきましたものですから、ぜひそういう方向で取り組みを、あるいは環境づくりをやっていただきたいということをお願いをいたしまして、この項については終わりたいというふうに思います。

じゃあ、次の回答よろしくお願ひします。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 指定管理者制度についてお尋ねですので、ご回答いたします。

この制度は、平成15年9月に改正地方自治法が施行され、地方自治体の公の施設の管理に関する制度が改正されたことによって創設されたものでございます。

この改正によりまして、民間事業者やNPO法人、ボランティア団体等幅広い団体にも管理運営をゆだねることが可能となったもので、その趣旨としまして、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理運営に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、行政経費の縮減を図るものであります。

本市におきましても、現在太宰府史跡水辺公園、体育センター、大佐野スポーツ公園、太宰府歴史スポーツ公園の4施設を民間企業、16施設を財団法人文化スポーツ振興財団等で管理運営しております。

次に、導入後の民間企業による運営の実態でございますが、太宰府史跡水辺公園におきまして、開館日の変更や自主事業の開催などにより利用者が増となるなど、民間の特徴を生かした運営が行われ、好評を得ているところでございます。他の施設につきましては、本年4月からの民間会社の運営でありますので、同様の効果を得られるよう努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） ちょっと、水辺公園の指定管理者は、もう既になっているんですかね。ちょっと、この水辺公園の指定管理者選定実施要綱の2枚目あたりでは日にちはどうなつてますか。ちょっとこれ、ようわかりませんが。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 水辺公園につきましては、3年の一区切りが終わりまして、平成21年度から再度公募するということで、現在公募中でございます。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） わかりました。今総務部長からお答えがありましたように、指定管理者制度の導入については、法の趣旨といいますか、改正についてはそのとおりだろうというふうに思いますが、少し危惧する面が、例えば、具体的な会社名は別にして、Aという会社が指定管理者になると。で、そのAの会社が、下請という言葉が適當かどうかわからんけども、Bという下請の会社に委託をする。そのBという会社が一般公募をし、その公募に、言うならば募集された方をBという会社が採用をし、その管理運営をAという会社の名のもとにしていくというようなことは可能なんですかね。可能か、それはいけないのか、ちょっとそこをお聞きしたいんですが。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松田幸夫） その件につきましては、もうご承知かと思いますが、指定管理者を決定する前に、4段階といいましょうか、まず募集要領を策定をし、公募をいたします。それからその次に、仕様書を作成いたします。そして、協定書で契約を行います。そして詳細な覚書を交わします。この4段階の事務処理をしながら、相手方と委託をするわけですけども、その4段階の中の様式、様式の中に、すべての中で指定管理者が行う業務の内容を明示をしております。

で、今現在ご質問の中にあります、例えば職員の問題ですけども、職員につきましても、その会社が責任を持って公募をし、その中においても臨時職員でもいいというふうなことをきちっと明記をしておりますので、特に問題はないという判断をいたしております。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） どうして教育部長が答えるかようわからんのですけどね。別に具体的な施設の名前は言うとらんわけで、指定管理者制度そのものについてお伺いしているわけです

から、何で教育部長が答えるかがようわからないんですけどもね。もう一回聞きます。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 総務部で行っております事務については、それぞれの施設の管理者がそういう、今教育部長が言いましたような4つの書類をつくって総務部のほうに上がってきます。それを選考委員会に諮る仕事からが総務部になることから、施設の管理者である教育部長のほうから答弁をしていただきました。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 余り大したことやないですけども、基本的な指定管理者制度そのものについてお伺いを、考え方を聞いているということでもあるんですが。

そうしますと、今教育部長の話でいくと、Aという会社が受けましたね。Aという会社が受けて、それを募集するということについては可能であろうということ、可能であるというご答弁だったんですが、Aが受けて、Bの会社に下請という言葉がちょっと適當か、委託をして、Bの会社が公募をして、公募された方が実際仕事をするということは可能かと聞いているわけです。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 協定書の中には、一部の委託については認められておりまして、すべてを委託するというのは禁止行為になっております。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 委託、確かにそういうふうに書いてあるようですけれども、本来は、指定管理者を受けた人が、全部委託せんでも、一部専門的なというもので委託をするという、それは可になっているというのは理解しているんですが、私は、Aという会社が受けて、そしてそれをB会社が下請にもらって、Bが公募し、Bが公募された方に応募したCさんたち3人がその施設を管理をすると。しかし、市役所と指定管理者を受けたのはAという会社というんですね、A会社はB会社に下請させるときに何とか利益分を削ってBにやるでしょう。そしたら、Bの会社は、使用者を使うと、やっぱり営業ですからね、会社の利益を何とかとってCさん、Dさん、Eさんを使うわけですね。そしたら、1,000円で受けた人は、ここにおろすときは800円でおろして、この人は今度は600円ですると、この人を700円で市で雇うたほうがようはないかいなという素人考えをするわけですよ。それでも、民間の活力を生かして、いわゆる費用対効果で、そこで仮に400円ぐらい損してでも利用者がうんと来ればそのことが効果的になるという考え方であればそれも一つの考え方かもしれません、今私が言ったことがやられているかどうかというのは別問題です。そういうことも可能かということをお聞きしているんですけど。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） その委託したのが人件費だけなのか、すべてなのか、その辺は調査をしないとわからないところだろうと思います。ただ、その人を他の企業から雇用して、その人件

費だけを払ってあるということになれば、一部委託というとらえ方をしていいのではないかと  
いうふうに考えています。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 余りですね、これ有効的に活用すれば非常に効果的な部分もあるうと  
いうふうに思います。ただ、この指定管理者制度が導入をされたときに、やっぱりいろいろ危  
惧されている面も持つておる中でこの指定管理者制度が導入をされたという部分もあるうかと  
思います。例えば指定管理者が、先ほど水辺公園の話もありましたが、3年間なら3年間で変  
わりますよね。変わりますと、再度その会社が採用されるかどうかというのは未定。で、その  
会社が嘱託職員なり臨時職員を採用されていると、B会社になった場合は、この3人は結果的  
にもう採用されないということが大いにしてあり得ると思うんですね。その方は3年で失職を  
またしてしまう。また、Bという指定管理者のなった会社がまた新たに公募をすると。そのB  
という会社が、3年後にはまたCという会社が受けると、そういう心配も、学識経験者の中でも  
出されているようありますから。

その点と、本市の場合は、できるだけ地元の方を採用するようにというふうに要綱であります  
からですね、雇用に対して一定の貢献もできるかなといういい面もあるうと思いますけど、  
先ほど申し上げましたようにですね、結果的に会社の利益だけをさせていくようなことのない  
ようにですね、やっぱり配慮をしていかなきやいかんと。で、昼間は財団が、例えば体育館の  
場合は、昼間は財団が受け付け業務をされてて、17時からかな、17時からが別の会社が受け付  
け業務をされるというようなこともあつてているようですけど、ここはちょっと市長に、この最  
後に、指定管理者制度の本来のことと、私が今申し上げましたようなちょっと危惧する面など  
についてのご見解をですね、ちょっと述べていただきたいというふうに思いますが。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） この指定管理者制度につきましては、趣旨は省きまして、今ご指摘のよう  
なことについては、私はイメージとしては好んでおりません、できないというふうに思っております。  
又貸し、あるいは丸投げ、いわゆる丸投げというやつ、これはだめだと。その委託する  
際において許されておりますのは、再委託が、一部というふうに私は理解しておりますのは、  
例えばメンテナンス、専門的な部分であるとかそういった形についてはこれは可能だろうとい  
うふうに思います。本体の管理そのものについては、受けた会社がすべきである、責任持つて  
やるべきであると。そういう事実があれば、即刻契約解除も含めてやりたいというふうに思  
います。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 心強いご回答いただきましてありがとうございました。私もそのよう  
に思います。で、本来の趣旨、民間の活力、ノウハウを生かして、そして市民の多様なニーズ  
にこたえるような、そういう施設運営をやっていく、財政的な軽減も図ると、こういう趣旨を  
踏まえながらも、先ほど申し上げましたような危惧する部分もありますので、そこはぜひ、所

管する担当の方々も、それに十分目を光らせていただいて、市民のニーズにこたえて、よりよいこの運営がされるように願っておきたいというふうに思います。

これをもちまして私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員の一般質問は終わりました。

ここで13時まで休憩をします。

休憩 午前11時59分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時00分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

19番武藤哲志議員の一般質問を許可します。

[19番 武藤哲志議員 登壇]

○19番（武藤哲志議員） 通告いたしております最低賃金制度を上回る対応と平成21年度予算編成方針について市長に回答を求めます。

総務省が発表した全国消費者物価指数として、この3年間に2.4%上昇し、今年1月から7月まで連続物価上昇が続き、ガソリン価格、食料品価格が一段と値上がりし、生活必需品の相次ぐ値上げが家庭に打撃を与えていため、個人消費は一段と冷え込み、景気後退局面が長引くおそれがあると発表しました。

その一方で、人事院は、国家公務員一般職の月給と期末勤勉手当については現行のまま据え置く、給与改定は見送りを行いました。一方、勤務時間を7時間45分に短縮するように勧告いたしましたが、公務員給与の据え置き等は地域経済にも大変な影響を与えますが、太宰府市は、職員給与改定、勤務時間についてはどのように対応されるか、初めに回答をいただきたい。

人事委員会は、給与は据え置きましたが、公務員でない職員等の官製ワーキングプアと呼ばれる臨時の職員の待遇改善に向けて指針を作成すると表明いたしました。検討されている指針案には、初任給を基礎に賃金を決定する、通勤手当の支給を盛り込んでおります。また、期末手当を支給するよう努める、自己負担とされている健康診断や規定のない休暇、任用、勤務形態についても指針を作成することですが、太宰府市も、臨時職員の実態は生活保護基準以下の賃金体系になっております。時給774円、日給6,000円、一般事務補助員としての月給は13万2,000円、日給や月給から税金や社会保険料、交通費などを控除すると、生活保護基準以下の給与形態になります。

中央最低賃金審議会で今年の最低賃金改定の目安が答申されました。憲法第25条の生存権規定が盛り込まれ、生活保護基準以下を下回らないようにとの法律改正がなされました。実態は生活保護基準以下です。行政みずから時給や日給、各種手当を見直しを行うべきではないでしょうか。

市職員と同じように働きながら賃金の格差が高することは問題が発生します。福岡県が厚生

省に出した要望書は、正規雇用者の年収313万円、非正規雇用の年収は106万円で、2.52倍の格差がある。最低賃金780円を要求していますが、これは民間での最低賃金ですが、行政としても公共工事労務単価基準の責任があり、最低賃金として生活を保障する責任があるのではないかと思われますので、市長の回答を求めます。

2項目めは、平成21年度予算編成方針について質問いたします。

平成19年度6月、平成20年2月27日、市長の施政方針、選挙公約、マニフェスト進捗状況について、どのような状況になっているのか検証いたしました。太宰府市長としての決意、市役所はサービス産業である。現場主義を徹底し、市民とともに語らい、考え、ともに行動する。財政を安定させ、福祉・教育の分野等5つの基本公約を明らかにして行政執行を行っていただいておりますが、中間点としての成果と今後の課題について明らかにする必要があると思われます。

今まで、災害復旧、区画整理事業や国の財政不足による財源対策債の増加によって、経常収支比率も平成18年度は100.9%、議会の一般質問でも大変な論議になりましたが、平成19年度は97.8%と公約を実現されていることについては評価はいたします。平成19年度は、健全化に関する法律に基づく平成19年度太宰府市健全化判断比率の報告では、財政は黒字で安定しており、その上、平成20年度に、繰越金を財政調整基金積立金6億円、地域福祉基金積立金2億5,000万円の積み立てを行っております。このことに関しては、市民の協力、行政職員の努力の結果だと思います。公約である簡素で機動的な組織、役所の開庁時間の延長、市長給与の減額、文化財整備、地域再生基盤強化交付金、コミュニティバスの乗り入れ課題、公共施設使用料の減免実施、火葬場問題等の解決と今後の処理問題、公約実現できた内容と進行中である公約実現として引き続き行う問題としてどのように考えているのか。

特に、歴史と文化の環境税や市立南保育所の問題、教育行政課題、景観づくり条例と支援交付金、仮称JR太宰府駅の設置問題、男女共同参画、審議会委員の登用率、高い上下水道料金の問題など、ハード面とソフト面を、今後どのように財政構造を検討し、市民のニーズにこたえるのかを明らかにしていただきたいと思います。

再質問は自席にて行います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） ご質問の最低賃金制度を上回る対応についてご回答申し上げます。

ご承知のように、原油の高騰は日用生活用品にも大きく影響しております、憂慮すべき状況にあると私も思っております。

こういった社会情勢があります中で、一般職の職員の給与等につきましては人事院の給与勧告にゆだねておりますが、バブル崩壊期以降、経済情勢の低迷に比例する形で抑制されている状況にございます。

ご質問の臨時・嘱託職員の賃金につきましては、この一般職の職員の初任給水準をベースといたしまして設定しておりますけれども、今後におきましても、適正な賃金水準の確保を努め

てまいりたいと考えております。ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） まず、人事院勧告でですね、職員の2年続けて据え置きになったという状況がありますが、まず市長としてはですね、物価高も実態よくわかると、一般職は人事院勧告に従うということがありましたが、まずこの最終的には人事院勧告決定がなされるわけですが、もう職員は国の方針に従うと。ただし、勤務時間については、現在も時間的には7時間45分という問題もありますが、まず職員問題はもう人事院勧告で、定期昇給だけを行うということでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 今まで、国に準拠するという地方公務員法上の一つの精神がございます。

小さな自治体におきましては、公平委員会あるいは人事委員会を置いてない市町村のほうが多いです。そこに、給与を国と同レベルの人事委員会で、それぞれ民間の格差がどうであるのかと、給与状態がどうであるのかと調べるには、スタッフ的にも整っていないというのが状況です。そういう意味から、国のはうで行っておられます人事委員会で調査された結果内容に基づいて、それに準拠することが日本の国内の経済状況、あるいは民間の労働者の状況等を反映したことになるというふうなのが一般的な私どもがとらえている部分でございます。そういったところから、従来から地方公務員、とりわけ市の職員の給与等につきましても、そこをベースとして、国に準拠すると、準用していくというふうなことで今まで来ております。

それから、昇給等につきましても同様でございます。それは市だけが特別行うとかそういうことではございません。丸々給与、勤務状況等については、基本的には国に準拠というふうな形の中でいっております。そのことによって主体性が損なわれるとかそういうことはございません。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） まず、こういう給与の引き下げを人事院勧告が決めて国に出し、政令市には人事委員会がありますけど、その辺、国と福岡市あたり、政令市の考え方は少し違ってくる可能性もあるんですが、昇給停止として、以前私ども長い期間の中に、給与等級を長く見てきました。ただし、当然これだけの等級が、各1級から7級まであるわけですが、やはりこの定期昇給についても、どういう判断を示すかというのはやはり市長の権限だと思うんですね。だから、定期昇給は実施、私がするのは、定期昇給は当然しなきやいけないと思うんですが、この部分について幅を持つことはあるのかどうかと。国は、人事院勧告見送ったんだから、最終的にはこれだけの等級があるですね、はっきり言って5級の何とか6級以上までずっとあるわけですが、その幅は少し市長の権限として持つことは可能かと私は聞いているんです。この辺どうでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 昇給的なもの等についても、給与表がございます。それによって、勤務状況の状況によって市町村の任命権者が判断できるようになっております。もとの考え方でいえば、1号が4段階に今分かれています。その人の成績によって、1号丸々上げるのか、あるいは1号の中で小分けされた2号しか上がらんのかというふうなことについてはその任命権者の判断になっております。基本的に、そのことにつきましては、勤務評価であるとかそういった形が基本になってまいるわけでございます。現状で申し上げますと、勤務評価についてはまだ検討中であり、実施いたしておりません。そこで、職員の状況をどう見るかというふうなことでいきますと、日ごろの勤務状況あるいは欠勤であるとかそういった状況等の中で、基本的に著しく処分を受けたとかそういった形でない場合にありますと、一般的には良好で1年間を勤務したとみなして、1号給の昇給というふうな形の中で行っておるのが実情でございます。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） だから、これだけ、先ほども言いましたように、物価が上がりですね、こういう家庭生活に打撃を与えている。公務員の給与が抑えられているというのは、いつも言うわけですが、景気のいいときにはですね、公務員は見捨てられですね、批判もされる、景気がよくなったら忘れられるという状況の中で、ある一定市長の権限であるこの昇給については、やはり市長がどう判断するかによってですね、働く意欲も出てくるんじやないか。はと言えば、人事院勧告実施の部分についてもあるんですが、給与の定期昇給については、市長としてですね、やはり職員に働く意欲を与えるために、その権限があなたにあるわけですから、その対応をしていただくということを私としては第1点に挙げているわけですが、やはり職員が、この太宰府市職員、一生懸命やられてますので、その辺を検討いただくということで、当然その部分は、結果はですね、来年の部分で、本人に給与を引き上げた部分について通知をせざるを得ませんから、やはりやる気を起こすような、そういう給与の定期昇給をやっていただきたいと。

それから、7時間45分という状況の中でですね、ほかの現場ではぴしっと機械がとまるとかそういう状況の中で休憩が保たれてますが、市職員の中で、午後3時から15分時間を、休憩とってもいいですよといつても、さっきから言うように、市民は、やっぱり市長が言うように、そういう時間帯にお見えになる場合もありますし、休憩時間が決められていてもとれないという状況。特に、今12時15分からの45分間の休憩時間で、渡邊議員も質問しておりましたが、この周辺で飲食される場所も時間的にも難しいという状況、こういう状況がありますが、勤務時間を7時間45分の部分については、今までの、もう45分になっているんで今までいいというふうに考えられているのかどうか、見直しをする考え方があるのか。

もう一つは、2段階、できればはつきり言って午後5時15分まで勤務させていただきたい、お昼を1時間いただきたいという要望が出された場合の対応ができるかどうか。組合とも協議があると思うんですが、お昼の1時間を15分延長するとか、午後5時15分まで勤務時間を延ば

すとか、30分に延ばすとかですね、そういう方法的なものを、この勤務形態についてはどういうふうに考えられるとるでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 職員の勤務時間等につきましても、これは国に準拠するというふうな形が基本になっております。しかしながら、この勤務時間につきましては、従来国と異なる取り扱いをしてきておりました。国においては、40時間の勤務時間が正規の勤務時間としてございました。太宰府市を初めとして多くの自治体、福岡県下は特に多ございましたけれども、39時間45分というふうなことで、ずっと従来から今日まで至っておりました。幸い、そのことが、国家公務員あるいは人事院勧告の中で時間短縮等々が行われ、7時間45分というふうなことになったわけでございます。で、1週間でいきますと39時間45分でしょうか、40時間を切っております。

しかしながら、今現在で行きますと、国と同様の勤務時間帯になっております。このことについて、もとに戻すのかというふうなことでございますけども、あくまでも勤務時間が7時間45分、1週間の勤務時間が39時間45分であれば、国がそうであれば、市もそういった形の中で住民サービスに努める必要があるだろうというふうに思っておるところでございます。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 長い間のこの勤務時間見ておりましてね、市長さんも勤務の形態がわかっているように、以前は9時から17時だったとか、それが30分繰り上がったと。で、今度は30分繰り上がって、12時15分から13時まで。で、その間に15時からの15分の休憩ってなかなかとれるわけじゃないわけですよね。で、勤務時間が過去に何回も変わったりいろいろしてきたわけですが、この現在のところ、この勤務時間については、やはり延長することも可能かどうか。当然行政側、その時間帯にほっと休憩というわけにはいきませんからね、全員が交代をしながらやっている場合もあるでしょうし。それかて、昔は年休なんかは買い上げることもできたんですが、今それもできない。なかなか厳しい状況がありますが、勤務時間はこの7時間45分という形で、現在の勤務形態の中で、午後3時の休憩時間の対応は、全員がとれるわけじゃないんですが、これを見込んで7時間45分というふうに今後もやるのかどうか。市長としてはそこも含めて、15分を含めてこの7時間45分というふうになっているのかどうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 通常、休息と休憩、ご承知だろうと思います。休息時間は勤務時間の中に入っています。そこで一時的、もとでいきますと、たばこを吸うと、あるいは一息、ちょっと15分間、自分のふと、何て言うか休むというふうな形です。勤務時間は延長しておるわけです。休憩になりますと、これは自分のフリーの時間として、これは外に出ても構わないと、そういう意味合いの休憩と休息の時間がございます。そこを、労働基準法の違いがございます。国においてはその適用をしないというふうな状況に今現状ではなっておりまし、今の市町村、自治体においては労働基準法の適用があると。だから、厳密に、その休息時間をどこに

置くかというふうなことによって苦慮するわけでございます。今回国と同一の方向に幸いなるようでございますんで、その辺のところ等については、労働基準法上が解決するのかどうかは別として、国に準拠して行うが一番もつれがなくていいんじゃないかなというふうに思っておるところです。組合とも、そういった方向の中で、詳細には、私も現場の部分については遠ざかっておりますけれども、基本の考え方はそういうことでありますし、組合との協議も必要になってくるというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） まず、職員問題の給与、勤務時間については、当然組合職員との協議事項もありますので、どのようにしていくかは内部検討もいただきたいと思います。

それから、特に今回人事院勧告が出たこの臨時的職員ですね、待遇改善、国自身が、はよいえ同じ国の機関でありや、地方自治体の中で働く職員も、余りにも一般職と、それからそういう臨時的任用される方々の賃金格差が大変あるということですね、見直しをしなきやいかないという方針が具体的に出されて、今述べたんですが。

そういう状況の中で、現在平成20年度の当初予算を見ますと、臨時職員が120名、それから発掘のためにこの現場で働く発掘従事者賃金は年間7,900万円近く、人員は大変な数になります。嘱託は80人、それから委託が大体24名と、それ以外に臨時に任用される部分がありますが、こういうこの臨時職員の部分について、現在のところ市が出している単価についてはですね、日給は6,000円で、時給に直すと750円、それからこの一般事務補助については人事院勧告を上回っておりますが、774円です。

ところが、こういう、最終的には国ですね、臨時、パートに制度として、通勤手当を見なさいとか、期末手当を検討しなさいとか、それからやはり職員と同じように健康診断、それから休暇や勤務形態についても検討すると、こうなってきたときに、先ほど市長が言ったように、國の人事院勧告に従いますと。そうすると、そういう臨時・嘱託の部分についてですが、嘱託も、先ほども論議になりました、具体的な適正な単価で雇用されているかという監督権が契約上に出てくるわけですが、こういう状況の中で、働く職員の中で余りにも賃金の格差がある。ただし、国がこれをしなさいといったときには、強制力というのは余りないんですね。問題は、行政側がどう受けとめるか。この辺はいかがでしょうか、国がそういう方針を具体的に示してくる、平成21年度から実施が予想されますが、予算編成もこれによって組み替えるを得ないと思うんですが、この辺いかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 国のほうが、そういった方向の中で、制度としてそういうふうになってくれば、本市においても、本市だけがしないというふうなことにはならないだろうというふうに思います。

現状でございますけれども、臨時職員等につきましても、職員の給与ベースといたしまして、どれだけ勤務しているかによって出しておりますし、これは全国的な出し方と同一だと思

います。それから、嘱託職員等につきましては、これは勤務状況、勤務条件等々についてもほぼ、健診でありますとかそういう形も行っておりますし、それなりに改善を今までやってきておるというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） やはり同じ職場においてですね、同じような仕事もしながら、職務の権限はありませんけど、一生懸命仕事をされている方について、やはり職員に対する、自分は一生懸命しているんだけど余りにも給与の格差があるといって、内部的な、はよ言えば批判的なものがですね、あってはならないと思うんですね。

で、今国が出したものを見ますと、はつきり言って高校卒業程度の方の年収を時給換算しないといふ、こういう方針なんですね。で、太宰府の高校卒業の初任給、主事補を採用されたときの給与が14万4,500円というふうに給与表になっております。これが、はつきり言って1年間173万4,000円です。期末勤勉が年間65万250円で、合計238万4,250円というのが大体の部分ですね。これ、残業がある場合もありますし、そういうのはありませんが、基本給だけを計算したときに、はつきり言って、この期末勤勉を含めた部分を1カ月に直すと23万8,726円、これ税込みですよ。それを30日で割りますと7,957円、日曜も祭日も含めて、単純に日給は7,957円となります。これを時給に直すと994円です。だから、職員の皆さん、自分が基本給や期末手当を足して割ってみたら自分の日当は幾らかと。ただし、皆さんみたいに長い間、30年以上にわたって行政をやはり責任を持って執行した方の部分と、新たに採用されて今から能力を持つ部分の給与の格差は当然ですが、これがやはり最低生活としてきたときに、太宰府市の最低賃金よりも高いです、774円ですが、時給やはり1,000円というものが出てきます。だから、太宰府市は、この時給や日給を国のベースでいく初任給、高校卒業で行くか、短大卒業でいくか、大学卒業でいくかによって違いもあるわけですが、行政みずからが、はよ言えば生活保護基準以下の最低賃金や時給にすべきでないと思うんですね。

で、太宰府市の生活保護の部分を見ますと、実質どのくらいの生活保護、1人の場合ですよ、出してみると12万1,027円、1人世帯で、住宅費だとか、この冬の加算だとか、生活保護だって期末の一時金として、わずかですか年間で1万3,000円近く出ます。それからですね、この12万1,027円というのは税金を払わないでいいというやつです、公租公課。生活保護の中でも介護は支払いしなきやいけませんが、実質生活保護で税金を払ったと言われる、市民税や県民税や国民健康保険、そういうものを払うと生活保護の実質額は18万円ぐらいになるんですよ。ところが、時給で働いても774円では、はつきり言って太宰府の最高の部分で、はよ言えば12万5,100円では、それから交通費や税金を差し引くと生活保護以下じゃないでしょうかと。だから、最低賃金は、やはり最低でも時給1,000円ぐらいに国がしなさいとう言っている状況の中で、これを実施するのかどうか。

それから、3省協定というのが昔ありまして、今は逆に公共工事の設計労務単価で工事費を積算しなさいというのがあります。で、現在福岡県の平均単価が、1日当たり1万4,984円の指

導が入っております。公共工事設計労務単価の平均です。だから、これは当然見積もりをし、そういう適正に支払われているかどうかという指導が行政にあるわけですが、公共工事設計労務単価では1万4,984円、しかも現実にはそれを下回る時給6,000円という問題では、はつきり言って2分の1かという問題があります。だから、そこでは当然、この最低賃金や時給もですね、行政みずからが改めるべきじゃないかというふうに思うんですが、この辺いかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 今国のはうの流れがどうなるのかというふうなこと、定かには私もここで明確にはわかりませんけども、今武藤議員のはうからお話を聞いた範囲内の中で理解をした段階でお話をしたいと思いますけども。そういった国の状況等が異なってくると、やはり労働者に基本を置いた形での改正がされるというふうなことになれば、地方公務員法の改正もありますようし、そういった段階の中で、また国のはうに準拠するというふうな基本の考え方もありますんで、そこの反映できるような形になるのではないかなというふうに思ってます。

ただ一般的に、今の現場を申し上げますと、臨時職員の中にもいろんな形態の方がいらっしゃるわけです。自分のこの時間帯であれば来れるというふうな部分で、繁忙期に雇用しておるというような部分もございます。それから、全体的には扶養に入っているから、それ以上の金額はむしろ好まないというふうな方もいらっしゃるわけでございます。

そして、この市のはうの臨時職員というふうなものは、臨時の職でございます。そして、仕事を補完するというふうな意味でございます。職員と同じように、同一で行うというふうな、勤務時間とかそういったものは一緒ですけども、質的に違うというような部分がございます。そういった中において、基本の部分がその仕事の責任の度合いでありますとか、仕事の中身でありますとか、そういった中によって報酬等が反映されてくるというような部分が基本でございます。そういった部分でありますんで、同種の、あるいは専門的な職業、職種の場合にありますては、この6,000円に限らず、もう少し高いというふうな部分がございます。嘱託職員にあっても同様の考え方でいっております。

それから、職員賃金等に際しましては、国のそういった人事院勧告によって、職員の給与も4%とかダウンをいたしております。しかしながら、臨時職員は、そのときであっても、恐らくそうだろうと思いますが、歳計計算をし直してダウンさせたというふうなことはございません。今の現状維持というふうな中でいっておりますんで、そこの辺のところはご理解いただきたいというふうに思います。

すなわち、臨時職員、これは委託も指定管理者制度もそうですけれども、私の基本の考え方とは、市内の市民を多く雇用創出させていくというふうなのを基本に考えておりますんで、そういった面での考え方をご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 市長が言うようにですね、はつきり言って、臨時職員については臨時

の仕事をお願いするわけですけど、臨時にも、委託としても、嘱託としても、市が頼むときに、当然期末や、民間で言うボーナスというかですね、退職金とか、こういうものも積算して出しているかというと、そうでないものもあるんですよね。だから、今市長の答弁にありましたように、嘱託職員としても、いろんな部分で日給にして1万円になる人もおれば6,600円の人もありますし、9,480円とかそういう部分もあります。ただ、そこには時間外勤務手当やほかの手当は一切入っておりませんから。

私、やはり働く人たちが、臨時であれ、委託であれ、嘱託であれ、やはり最低生活できるように、行政みずから賃金下げをすることによって、やはりワーキングプアと言われるか、生活ができない状況、生活保護基準以下の賃金をやはり支払うというのはおかしいじゃないかというふうになるわけですよね。だから、行政側として、ある一定最低賃金を超えた、この時給としては774円というのは評価はします。ただし、やはり行政内部として、最低賃金をしておられれば、これはもう大変なことですけど、ある一定引き上げてますが、福岡県も国にもそういう要望上げてますし、今後は、そういう臨時や嘱託や委託職員の生活もやはり保障せざるを得ないという状況の中で、先ほども言いましたように、公務員の給与が、昇給停止がずっと続いたりすることが好ましくないなど。本当にこれだけ物価が上がりですね、生活が苦しい中に、年収が、今日の西日本新聞にも生活が苦しいというのが1面に載っておりましたけど、行政みずから、やはりこういう賃金や委託や嘱託の部分についても適正な給与体系をしないとですね、行政がそういう状況では批判を受けることになると思いますので、今後国の指針が出た場合については、具体的にどうすべきかという状況、太宰府市の生活保護基準以下になるようなことのないようにお願いをしておきたいと思います。

それから、やはり3省協定というか、公共事業については1万4,984円、これも去年から比較して1.8%下がりました。だから、給与も下げられる、物価は上がる、こんな状況ではですね、市民の生活は苦しくなるばかりですから、ぜひその辺も内部検討いただきたいというふうに思いまして、1点目を終わります。

○議長（不老光幸議員） 2点目。

市長。

○市長（井上保廣） 平成21年度の予算編成方針についてお答えを申し上げます。

平成19年度は、佐野区画整理事業、地区道路整備事業、通古賀都市再生整備事業、高雄中央通り線整備事業、災害復旧事業などの大型の事業の終息を迎えることができました。新たに都市基盤整備のための地域再生基盤強化事業を5カ年事業で始めることができました。

一般会計の平成19年度決算は、実質収支で約10億9,000万円の黒字決算となりました。経常収支比率も、前年度100.9%から97.8%へ、3.1ポイント改善することができました。平成21年度は、公債費や人件費の減少が見込まれますけれども、大幅な歳入増は期待できません。まだまだ厳しい財政状況が続くというふうに私自身考えております。

しかしながら、平成20年度と同様に、行政評価システムと連動いたしました予算編成の熟成

を図っていきたいというふうに思っております。徹底した経費の削減を行いまして、新たな行政需要との均衡を図りながら、市民の皆様方にお約束をいたしましたマニフェストの5つの政策及び第四次太宰府市総合計画後期基本計画の具現化を着実に果たしていくように、限られた財源の重点配分と、それから経費支出の効率化に徹しまして、計画的、効率的なまちづくりを推進してまいりたいというふうに思っております。

それから、マニフェストの具現化につきましては、学校の耐震補強工事の計画的な施工、それから地域再生交付金を活用いたしました既存団地の側溝及び道路の整備、あるいは福祉関係でございますけれども、待機児童ゼロ作戦の推進のための保育所定員の拡充、それから育児支援家庭訪問事業の充実あるいは重度障害者福祉手当の創設、それからこれも保育関連でございますけれども、子供を3人お持ちの、保育所に通つてらっしゃる家庭におきましては、保育料を3人目から無料というふうなことも実行をいたしております。

あるいは、土曜開庁の試行でありますとか、あるいは景観条例、景観計画策定に向けましての取り組み、達成もしくは銳意進行中のものもございます。

なお、進捗状況につきましては、市のホームページの「市長の部屋」に掲載をいたしております。主なものにつきましては、まほろば号の新規路線でありますとか、あるいは歴史のまちづくり法の活用によりますところのまちぐるみ歴史公園など、今後私の任期後半の2カ年で、実現に向けて道筋をつけてまいりたいと、このように思っております。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） まずは、この財政問題については、以前何回か質問をして、私は、この太宰府市の財政は、借金にしても優良債だと、第2の夕張になることはないという状況の中で、財政問題、武藤だけはなぜそんな財政が安定しているのかと、ほかの議員は大変厳しい中にという状況でのかみ合わない質問もしたこともあるんですが、その結果が今回明確に出てですね、6億円も財政調整基金に、福祉基金に2億5,000万円、しかも繰上償還もして、借金を、利子を1,700万円も減らすとかですね、こういう状況になりました。それは、さっきも冒頭述べたように、市民の協力や市職員の努力の結果だというふうに思っておりますが。

やはり、市長が今言うように、国は地方自治体にお金を出さない。私のほうも、平成19年度、平成20年度の当初予算や決算を見ておりまして、特に問題なのは、借金だけを、国は金がないからといって、借金だけを起債に切りかえて、当然出さなきゃならないもの、そして基準財政需要額の計算の中にして交付税の算定している。借金を交付税に入れて、ほんの一部を基準として計算するというのは、全くむちゃくちゃですよね。

そういう状況の中で、また国も、昨日も国の予算方針が出ておりまして、3兆円をやはり最終的には削ろうとしている。その犠牲になるのが、やはり地方自治体や福祉予算だというふうに思うんですが、当然太宰府市も厳しい状況の中で、どのような財政をやっていくのか。今市長が言いましたように、大変な成果もありますし、市長みずから給与の減額があるし、いろんな形で、マニフェストの中間点に来て、成果として評価すべきものもありますが、やはり今後

大きな問題としてですね、議会で論議すべき問題もありますが、まず地域コミュニティは大変大きな期待があります。コミュニティバスの乗り入れをしたいと言っていて、それが最終的に4年間の間できない場合はですね、大変なやはり市民の期待を裏切ることになりますが、まず1点は、コミュニティバスを、以前提起もしたように、あんな大きなバスじゃなくて、タクシー会社に委託するとか、10人乗りにするとかという提案もさせていただきましたが、コミュニティバスというのは住民の足です。こういう状況の中で、コミュニティバスの乗り入れ問題については、議会でも再三各議員からも質問があってますが、これをどうするかはやっぱり重点的に来年度明らかにしていただきたい。

それから、私としては、当然大野城市と太宰府市で火葬場の運営をと、質問を何度もしてきましたが、市長としては、建てかえるよりも、好意的な筑紫野・春日・筑前筑慈苑組合に加入をと言ってきました。ところが、現在の火葬場を解体するのにも大変な、この産業廃棄物としての支出や、そこの地元の補償の問題や、新たに加入する筑慈苑組合に対して大変なお金が必要ですが、佐野区画整理事業、先ほども市長が佐野地区道路、通古賀地域再生事業の中で、佐野の区画整理事業の積立金を取り崩して充てる気があるのかどうかですね。私もあと時間が15分しかありませんが、そういう一般会計の中に負担をかけない、当然佐野の区画整理については大変な市税を投入してきたわけですから、今から20年ぐらいすると固定資産税で採算がとれるかもしれません、当面はこの積立金を取り崩して充てる考え方があるかどうかという問題です。

それから、今私が一番悩みの問題はですね、市長の考え方は、施政方針の中に2年にわたって明確にされておりますが、歴史と文化の環境税です。議会としては、みらい基金創設特別委員会が設置をされて、全員構成で審議をいたしております。ただし、議会が先走りしても、その環境税とのかかわりがありますが、やはり市長としては、この貴重な財源である、7,000万円近く入る環境税は続けたいというふうに考えておる。そうすると、環境税にかわるものというふうに私は受けとめて、みらい基金創設特別委員会が条例化をしようとしている。そこのかみ合いがない場合には、混乱を起こすことのないようにしなければならないと思うんです。私も、みらい基金創設特別委員会の委員長として論議をしておりまして、一度も市長の明確な考え方を聞いたことがありません。それで、できれば市長としてですね、その部分の考え方を明確にしていただきたい。

最後に、また特別委員会としてですね、JRの問題が、今年は市長が明確に方針を出すという施政方針があるんですよ。だから、JR太宰府駅（仮称）設置及び周辺整備問題調査特別委員会というのは、太宰府市発展のためにという大きな課題が、はっきり言って元市長の伊藤市長さんから、伊藤さん、佐藤さんとにわたって協定が結ばれ、それはどうするか、生かすかという論議をしてきた内容なんですが、JR駅についての設置をどうするかということについてですね、時間的には余りありませんが、市長の回答をいただきたい。また、来年になりますと代表質問もできますので、その上でもまたお聞きすると思いますが、その辺の考え方を明らか

にしていただけないでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 市政を預かりまして、精いっぱい私も頑張らさせていただいておるところでございます。マニフェストの今の経過もお話ししましたし、またホームページを見ていただければ詳細におわかりだろうと思います。

特にその中でも、バス乗り入れの問題あるいは火葬場の建設あるいは筑慈苑組合に加入を決定しておりますんで、その財源をどうするのかというふうなこと、あるいは最後には歴史と文化の環境税についての見解というふうなことでございます。

まず、バスの乗り入れ、平成21年度の予算中におきましては、この私が申し上げたことについては、私は実行していこうというふうに思っておるところでございます。そういったところで、今関係所管のほうに指示をしておるところでございます。具体的に申し上げれば、高雄地域等についても、平成21年4月に開通させたいと、新規路線を開通させたいというふうに思っております。それから、東観世等についても、同様でございます。東観世については、お買い物バスとかいろんな、必ずしも市単独で行うだけがすべての高齢者の行動支援ではないというふうに思っております。いろんな角度からできる方法を今模索をしておるところでございます。具現化に向けて、この2つ、バスの乗り入れ問題については実行してまいりたいというふうに思っております。

それから、火葬場の建設の問題の財源の問題でございますけども、今いろんな基金がございます。あるいは、通常の中においても財政調整基金あるいはまほろば基金等々もございます。いずれにしましても、年間5億円を一度で払う必要はございません。計画的に分割で払うことが可能の契約にしていきたいというふうに思っておりますので、その辺のところは全般的な財政計画に織り込んでいきたいと、市民の皆さん方のその他の福祉行政であるとか教育の問題にしづ寄せがならないような形の中できちっとやっていきたい。私は、常々申し上げておりますように、市民にとって必要な財源は確保していくというふうな基本の考え方を持ってやっております。その時折で、もう少し、どの部分から資金を捻出して支払っていくかというふうなことについては詳細に考えていきたいと。今武藤議員がおっしゃっている基金も、一つの有力な基金の取り崩しの一つだというふうに思っております。

それから、歴史と文化の環境税でございますけれども、これも何度も申し上げておりますけれども、新たな財源を見出すということ、あるいは地方分権というふうな形の中で、それまでには国が頭脳で市町村は手足と、国の言うとおりしておくようにと、言ってみたらそういった構図でございました。しかしながら、平成12年のいわゆる地方分権一括法に基づきまして、市も市のこととは、まちづくりのことは市で責任持って考え、実行していくというふうなことが基本になってまいりました。そういったところから、職員と一緒にになって新たな財源を、今太宰府市の特殊的なものにありますものを解決するためにはどういったものがあるかと、そういった中から生まれてきたのが歴史と文化の環境税でございます。

しかしながら、事業者の皆さん方がいろんな面で異論を唱えてらっしゃる方もいらっしゃると。私は、混乱するだけを好んでいないと。そのことが同じように、環境税と同じような形の中で、いわゆるみらい基金の浄財によって賄うことができれば、一つの選択肢としてそのことについての考え方もあり得ると。しかしながら、前市長も申し上げておりましたように、そのことが、平成19年度の決算でも6,800万円というふうな形が担保されているわけです。これは、どこ探しても6,800万円は降ってきません。やはり貴重な財源でございます。やはりそういったところがきちっと担保されるということ、そのことが市民、為政者として、やはり安定的な行政運営をする上において必要であるというふうに私は思っておるところでございます。そういったところが明らかになれば、これは大丈夫だと。やはりそのことによって観光客が730万人から来られておる、そういった皆さん方に対して、やはりまた来たいというふうに言われるような、そういった施策に回す、あるいは市民の皆さん方もやはり健康になっていただくように、まずもって太宰府市を知るというふうなことから、町じゅう、まちぐるみ歴史公園という中で、市民の方もそのことによって健康になっていただくと、そのための仕掛けをする財源としても要ると。お金は落ちていないと、私はお金は、使うほうも大切にしますけれども、入りを図るということはやはり大事だと。まちづくりのためには必要なんだと、それぞれが汗をかいて、1円でも2円でも上がるような努力しようよというふうに私は市民に訴えていきたいというふうに思っております。

それからJR太宰府駅でございますけれども、私はこれもマニフェストの中で掲げております。歴代の市長、平成2年からJR九州との取り決めがあることについても、職員でございましたんで、百も承知しております。また、JR太宰府が、全国のJRダイヤの中で太宰府駅が載ることの意味というふうなことも、私もよく承知をいたしております。

しかしながら、全体のまちづくり、西のまちづくりの中でやはり考えていく必要があると。あそこの田んぼの中にぽつんとJR太宰府駅だけつくっても何の意味があるだろうかと。やはりJRと何度も、毎回申し上げておりますように、西鉄都府楼前駅あるいは肝心の天満宮、西鉄太宰府駅とのアクセスをどうするのかと。やはりJR太宰府駅におりられ、観光客の方が知らずにおりられ、そしてツールが何にもなかったと、つなぎの公共路線あるいは時間も読めなかつたというふうな形になれば、それこそ私はひんしゅくを買うだろうというふうに思います。そういった中で、西の総合計画というまちづくりの計画を、基本的に青写真を確定した上で、そしてその延長上にJR太宰府駅があるというふうに思っております。そういった方向で、平成20年についてはめどをつけるというふうなことはそういった意味で申し上げております。幾つかの選択肢はあろうと思います。固定的な考え方には立っておりません。柔軟に、市民の皆さんと一緒にになって、議会の皆さん方と一緒にになって、この結論等については到達していきたいというふうに思っておるところでございます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） ありがとうございました。まず、市長からですね、回答をいただいた中で、高雄は来年の4月から、東観世のマニフェストによることについては、買い物バスとかそういうまほろば号をというんじやなくて新たに検討をするということですので、この問題についても再三質問が各議員からあってますが、やはり議会の要望にもこたえていただきたいと思います。

また、基金についてですが、一度に支払う必要はないというのはよくわかりますが、やはり基金をどれを取り崩すのかというのは大きな問題なんですよね。だから、その区画整理基金というのは、私としてはそれのほうが一番取り崩しやすいんじゃないかなというふうに考えておりますが。

もう一つ、時間的に、やはり北谷にこれだけ、25年以上にわたって火葬施設を設置いただいたと。それなりの協定も結んでると。やはりそういう状況の中で、北谷区に対する対策もですね、やはり明らかにすべき問題だと思うんですよ。ただし、やっぱりこういう問題については、議会にも、行政と、それから行政区と、3者がやはり協議も必要じゃないですかというのをまず検討していただきたいと思います。

それから、新たな財源問題で、歴史と文化の環境税については、大変市長の熱のこもった説明いただきましたが、やはり私としては、皆さんと今審議をしておりますが、やはり担保がとれないような条例をつくってもね、なお混乱が起きると困る。今ワーキング部会の中で論議もしていただいて、5：5という話もあったんですが、5：5がどうなるのか。環境税の半分を基金として繰り入れて後の部分を寄附で集めた上で、ある一定のめどが、担保がとれたときとか。先ほども質問がありましたように、以前も言いましたが、みらい基金が、はつきり言ってそういうものが積み立てになるのかどうか。いろんなイベントをして、私も委員長引き受けるときにここで発言した経過がありますが、どうすればいいのかと。行政が悩まずに、議会も事業者も執行部も市民も含めて対策を考えなきゃならないというふうに考えてますが、今本当に中間点です、この問題も。大きな課題ですし、議会の皆さんのお見も聞きながらじっくりと審議をしていく必要あるんじゃないかな。6,800万円という大変なこの地方分権による財源を見直すということですから、やはり大きな課題だというふうに受けとめております。

最後に、JR太宰府駅の問題ですが、本当にこの西の総合計画としてやるならばですね、やはり予算措置、ある一定の総合計画とかそういう部分がありましたが、やはりやる気があるならば、民間主導でやるのか、行政主導でやるのか、第三セクターでやるのかどうか。一番のネックは筑紫野市ですよ。その太宰府のJR駅の前に筑紫野市がずっと入ってきてますから、筑紫野市の関係者の同意も必要になってくる。本当に行政がやる気があるならば、このJR太宰府駅を早期にやはりですね、実現できるように内部検討をしていただくことをですね、お願いをいたします。

時間がなくなりましたので、私の質問はこれで終わらせていただき、また代表質問などで予算編成時にお聞きしたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員の一般質問は終わりました。

ここで14時15分まで休憩します。

休憩 午後 1時59分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後 2時15分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

2番藤井雅之議員の一般質問を許可します。

[2番 藤井雅之議員 登壇]

○2番（藤井雅之議員） ただいま議長から一般質問の許可をいただきました。通告に従いまして、1項目3点についてお伺いいたします。

近年情報化社会は目覚ましい発展を遂げています。とりわけインターネットの登場がその大きな役割を果たし、携帯電話でもインターネット機能が利用できることにより、より身近なものとなりました。

内閣府が2007年3月に行った情報化社会と青少年に関する意識調査では、PHSを含む携帯電話の使用率は、中学生で57.6%、10歳以上の小学生は31%が使用しているという結果が出ています。自分専用の携帯電話の所有率は、中学生53%、小学生27%に上っています。また、携帯電話を使ってのメールや情報サイトの1日の平均利用時間は、中学生で1時間15分、小学生では26分となっています。この調査の結果からも、子供たちの間にも日常生活にインターネットが深く浸透していることが言えるのではないでしょうか。

その一方で、インターネット絡みで発生した子供たちを巻き込んだ事件が少なくありません。掲示板への書き込みやネットオークション詐欺など、子供同士で被害者、加害者になるという図式があります。その中で、近年問題になっているのが学校裏サイトの問題です。

学校裏サイトについては、2005年ごろから存在していたと言われています。このサイトの特徴として、部外者が入れないようにパスワードが設定されていたり、携帯電話からしかアクセスできない、またパソコンで学校名等を検索してもヒットしないようになっており、見つけ出すのが容易でないと言われています。こういった裏サイトの運営の方法は、匿名掲示板という形で運営されていますが、実名を挙げての誹謗中傷、またイニシャルや伏せ字など同様の攻撃があることなどから、特定の個人だけでなく、該当のイニシャルを持つ全員が被害に遭うということになります。学校の教室内で起きているいじめと違い、ネット上への書き込みという性質もあり、その発見自体が難しいと言われていますが、太宰府市において、こういった裏サイトが発見された場合の対応策などどのように考えておられるのか伺います。

2点目に、市と保護者間の連携について伺います。

世界じゅうで随時更新されているインターネット上のすべてに目を光らせて監視していくというのは理論的に不可能です。学校裏サイトなど数種類の有害サイトが子供たちの間に広がった場合、市と保護者間と双方向での情報の共有、対応を行う必要があるのではないかでしょう

か。

その一つとして、メーリングリストを導入して、有害サイトなどの情報の共有ができるようになる仕組みが必要ではないでしょうか。ヤフージャパンのIDを取得することで、ゼロ予算でも可能であると考えますが、見解を求めます。

3点目に、いきいき情報センターでのインターネットコーナーでの対策についてお伺いします。

いきいき情報センターは、市の外郭団体である財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団が指定管理者として運営されています。5月20日に行われた同財団の理事会でインターネットコーナーでの有害サイトへの対応策について質問しましたが、その際の答弁では、市の制限を受けた回線を使用していると答弁があり、財団独自での有害サイトへの規制を行う権限はないとのことですが、市民の皆さんに日常開放されているインターネットコーナーで有害サイトを閲覧できてしまう可能性が懸念されますが、何らかの対応策が必要だと思いますが、見解を求めます。

自席におきまして再質問を行うことを述べて、本壇での質問を終わります。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 子供たちを取り巻くインターネット環境についてご回答いたします。

最初にですね、いわゆる「学校裏サイト」という言葉でございますが、文部科学省等では、これは「学校非公式サイト」いわゆる学校裏サイト、というような言葉を使っておりますので、最初に申し上げたいと思います。

この学校裏サイトの実態につきましては、ご指摘のように、非常に把握が難しい、そういう状況にありまして、今日的な社会問題であると認識しております。現在各学校におきましては、相手を思いやるなどの人権意識を高める教育とか、情報に関する教育、また家庭との連携など、こういうことに取り組んでおりますので、今後も子供を守るための体制の整備を進めていきたいと考えております。

なお、詳細につきましては教育部長のほうから回答いたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松田幸夫） まず、1点目の学校裏サイトの対応策についてでございますけども、ネット上のいじめという極めて深刻な新しい形でのいじめの問題が起こっている現状がございます。しかしながら、このような実態を把握することは非常に難しい状況、厳しい状況でございますけども、この対応といましましては、まずは子供たちの携帯電話あるいはインターネットの利用実態を十分把握すること、2つ目には、学校や家庭におきまして情報モラルをしっかりと教えること、こういうことなど、いわゆる未然防止の体制を充実強化することが重要であるというふうに考えております。

なお、仮に発見をされた場合にありますては、警察署の担当窓口に相談しながら、あるいは

連携を図りながら、いわゆるプロバイダー責任制限法に基づきまして、プロバイダー等への書き込みの削除要請を迅速に行うなどの対応を行ってまいりたいというふうに考えております。

次に、メーリングリストの導入についてでございます。

有害サイトへのアクセスができないようにフィルタリングソフトを設定することや、ご提案されてますメーリングリストの導入などの方法もありますけども、このネット上の問題につきましては、先ほども申し上げましたように、まずは未然防止あるいは早期発見、早期対応が必要であるという観点から、そのための取り組みにつきまして、今後も調査研究を積極的に行ってながら、まずその体制づくりに努めてまいりたいというふうに考えます。

なお、本市内の小・中学校におきましては、学校への携帯電話の持ち込みにつきましては基本的には禁止をいたしております。

次に、3点目についてでございますけども、ご質問にありますいきいき情報センターのインターネット体験コーナーにつきましてもフィルタリングソフトを導入いたしておりまして、問題のあるサイトへの閲覧あるいは書き込みを規制をいたしております。

また、これらの規制に加えまして、小学生につきましては午後5時までの利用制限をいたしております。また、特に3年生以下につきましては保護者同伴を義務づけております。

さらには、個人が持參をしますフロッピーあるいはCD-ROM等は使用できないというふうな注意事項もきちっと示しております、それぞれ利用者にご理解、ご協力をいただいております。

そして、担当職員が、その状況に合わせまして、声かけをしながら、適切な利用をするように促しております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 通告しております3点、順に沿って再質問させていただきたいというふうに思いますが、まず今教育長のほうから最初に答弁いただいた、文部科学省のほうでは「学校非公式サイト」というふうな名前になっているということですけども、今本市の小・中学校の校長先生たちが定期的に集まって会議等されているというふうに思いますけども、その中で、こういった学校裏サイトというか、学校非公式サイトということが会議の中で議題に上がったということはこれまであったんでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） この学校裏サイトにかかわりますいじめ等につきましては、文部科学省からの文書もございますし、また新聞等でもかなり報じられている状況でございます。いじめに関しては、先般来いろんな取り組みをしているところでございますが、新たないじめの形態としてこういうインターネットの学校裏サイトという問題があるということで、十分に気を配ることと、先ほど部長が答弁いたしましたように、実態の把握に関して、保護者会等で話をしてほしいというようなことを述べるなどして、情報の共有といいましょうか、取り組み

についての話し合いをしているところでございます。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） ぜひ引き続きその取り組みというか、そういったことも把握に努めていただきたいなと思うんですけども、あくまでも今教育部長の答弁の中で、携帯電話の学校への持ち込みは禁止であるということを言わされましたけども、その所有については禁止、当然されてないわけですから、やはりそういったところで、いろいろ携帯電話の、その子供が所有することについてはいろいろ、いい面、悪い面両方あるというふうに言われてまして、9月7日の西日本新聞でもそのことが特集されておりますけども、防犯の面とかでは、逆に子供の居場所がわかるとかそういったところで、今防犯ブザー等の機能もついているようですから、そういったところで、携帯電話のその安全性の部分もあるというふうに言われてます。ただ、その一方で、先ほど質問しましたように、子供たちがその携帯電話や、あるいはインターネットの書き込み等、トラブルとか、場合によってはそれが原因で殺人事件にまで発展していくというようなことが日本全国でもこの間起きてます。そういった中で、やはりいろいろ対応策が必要な部分もあるかと思うんですけども、先の通常国会のほうですね、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律というのが成立しまして、その中では、青少年に有害情報として3点明示されますけども、この法律の制定の過程の中では、当初自民党、民主党と両方から案といいますか、本案が上がって来て、その中で、衆議院の青少年問題特別委員会の中で、その特別委員会の中に議席を持ってます自民党、民主党、公明党、共産党の4党で、何としてもこの法律を成立させるんだということで、いろいろ話し合いが、すり合わせ等が行われて成立したという、衆議院では全会一致、参議院で反対が1票出たようですが、そういった形で成立していったというふうに流れがあります。

それで、当初、自民党案の中では、有害サイトとしてですね、規定が6つ上げられておりまして、その中の一つにですね、具体的に特定の青少年に対するいじめに当たる情報であって、当該青少年に著しい心理的外傷を与えるおそれがあるものということで、具体的にこれはもう、その学校裏サイトといいますか、その学校非公式サイトをですね、指したもののが有害情報の一つとして明示されて、それも含んだ部分が今回3点に絞られたというふうに私は認識しておりますけども、この青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の中ではですね、自治体にも具体的に第4条のところで責務という形で、青少年が安全に安心してインターネットを利用することができるようになるための施策を策定し、及び実施する責務を有するというふうに、そういったところが明示されています。そういったところでの対応策というのが今後必要になってくるかなというふうに思うんですけども、今発見された場合の対応としては、警察等に連絡して、あとプロバイダーを通して削除の要請をするということだったんですけども、きちんとそれが、教育部の中でですね、業務マニュアル的な部分できちんと整備今されているのかどうかということをまずお聞かせいただけませんでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松田幸夫） 現時点においては、そういう方針、規則等はまだ整理はしておりませんけども、やはり今後、こういう事件に対応するためには、例えば現場の教師、先生たちには、指導の手引、マニュアル等も作成しながら、徹底した指導をしていきたいというふうに思います。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） ぜひよろしくお願ひします。

それで、(2)のほうに移っていきますけども、まず最初に、教育部長が言われましたフィルタリングの問題ですね、フィルタリングについての実態ですけども、同じく2007年3月に行われた情報化社会と青少年に関する意識調査の中ではですね、フィルタリングについて知っていると答えた人、全体で、これは保護者の方は2,000人にですね、アンケートをとったということですけども、個別面接方式でアンケートをしたということですけども、「知っている」と答えた方が21.3%、「使っている」というふうに答えた方は3.5%にとどまっています。2007年の調査ですので、もう1年半近く経過してますから、その間にフィルタリングの問題、周知は広がってきてているとは思いますけども、それでもまだ全体の半分以上が使っているという数字にはといってないんじゃないでしょうか。そういったところも含めてですね、そのフィルタリングのそういう機能とか、携帯電話の主要3社によってもいろいろ内容等があるよう聞いてます、時間制限でそういうことがなるような仕組みになっているものとかですね。そういうものをきちんとお知らせする手段というのは私は必要なんじゃないかなと思いますけども、何らかの形ですね、プリントにして配るのか、そういう部分も形でやっていただきたいなと。これは、本来はもちろん携帯電話を販売するときの販売店がやる仕事だとは思いますけども、それでもやはりこの調査の結果を見ると、知っているという方が約20%にとどまっている状況ありますので、やはり行政としてもですね、何らかの対応が必要なんじゃないかなと思いますけども、それについて実施されるお考えはありますでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松田幸夫） 現在文科省のほうからこういうチラシをつくりまして、ホームページでも流しております、同じような内容を。この中にも、当然フィルタリングをですね、設定しないとかそういうふうなPRもやっておりますし、私どもも、やっぱりできる限り、例えばこういうふうなインターネットの中でも、市の広報、今後ありますけども、その中でもやはり機会あるごとにPRはしていく必要があろうと。

また、対応策としては、保護者、PTA等の会合もありますので、まず自分たちの子供が持っている携帯電話あるいはインターネットを含めて、そういうフィルタリングの重要性については、機会あればそういうPRといいましょうか、指導をしていきたいというふうに思います。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） ぜひあわせてですね、そういうふうなフィルタリング等の問題は、携帯電話

に限らず、お子さんですね、学校を出て、家庭のパソコン等でもインターネットに接続するというのは生活の中で当然あることだと思いますので、その携帯電話以外ですね、フィルタリングの部分、経済産業省と総務省が所管しております財団法人インターネット協会というところが無料のソフトのお知らせ等も、インターネットからダウンロードできるようになっているシステムもありますので、当然家庭の中でも対応していただかないといけない部分というのは、これは多いと思うんですけども、その対応するまでの情報を提供するというのは、私は行政の役割で一定あるんじゃないかなというふうに思うんです、子供たちをその有害な情報というか、有害なサイトから守るための取り組みとしてですね。ぜひそういったところもあわせて行っていただきたいなというふうに思うんですけども。

特にメーリングリストというのはですね、保護者の方が、自宅で子供がパソコンでそういうしたものを見ているとかそういうのを発見した場合とかにもですね、有効な手段で、保護者の方からもきちんと情報を発信することができますし、そういった部分では、ぜひそのメリットも大きいかと思うんですね。ヤフージャパンというのは、今本段の中で挙げましたけども、いろいろインターネット上のそういった検索サイトで、どこでも大体今メーリングリストという、そのグループ化というのがですね、ありますので、ぜひそういったところで、これはもう無料でできる仕組みですので、ぜひ一度内部でも検討していただきたいなというふうに思います。

特に、今子供たちの間でも、プロフィールを紹介するような、前略プロフィールと言われるような、そういうのもも小・中学生の間では今はやっているというふうに聞いてます。それで、私も、その前略プロフィールではないんですけども、実際に日々の議員活動、インターネットのほうでブログで発信しておりますけども、職員の方も結構読んでいただいて、感想も聞かせていただいて、そりやうれしいんですけども、特に議会中は市役所からのアクセスが増える傾向があって、ああ、皆さん熱心に見ていただいているんだなというふうなのも感じながら更新しますけども。実際にそのブログに訪ねてきた足跡といいますか、訪問者のＩＤといいますかね、そういうものが表示されるんですね。それで、あら、これだれだろうかなと思ってクリックすると、もう全く卑わいなサイトといいますか、もう有害なそういうサイトに直接飛んでいくようなですね、ことがあるんです。それで、前略プロフィールの足跡というか、その自分のプロフィールを紹介しているページにですね、だれかが訪問してきて、ああ、この人だれだろうと思って訪ねていったら、またそういった有害なサイトに飛んでいくということは、これはもう日常よくあるんです。それで、私も、その私のブログのコメントのところにですね、そういう卑わいなサイトに誘導するようなコメントや トラックバックを張りつけられるということがもう毎日起こってまして、これもう朝日晚と私定期的に削除するんですけども、それでも次から次にそういうものが攻撃されるという状況があるんですね、そういうものが掲載されるというふうなことで。

ですので、子供たちが、必然的にそういうところにですね、無防備にというとあれですけども、そのフィルタリングをくぐり抜けてですね、そういうことが、誘惑なんでしょうか、

何かそういったことがありますね、起こっているという現状もあるんですね、ぜひそういったところへの取り組みとしてですね、もうちょっとこの子供たちの部分、インターネットの環境についてですね、整備をしていただきたい、守るための整備をしていただきたいというのは、私はもっと、逆にその保護者間との連携でもですね、強めていただきたいというふうに思うんですけども。

今の状況でですね、仮にその保護者の方が、例えばそういった有害なサイトを見つけたということで、教育委員会に連絡があったとしますよね。そういう場合、どういった対応をとられるようになっているんでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松田幸夫） 実際そういう事件に、まだ我々も対応しておりませんので、遭遇していませんので、即座にどうするという回答はまだはっきりは言えないんですけども、やはり提案されてますメーリングリスト等々のですね、システムあたりも検討しながら、できるだけ早いうちにその対応策については検討していきたいというふうに思います。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） ぜひその点よろしくお願ひします。

それで、3点目に質問いたしましたいきいき情報センターでのところに移りますけども、今小学生の利用は午後5時までとか、具体的なそういったいきいき情報センターでのインターネット体験コーナーでの状況伺いましたけども、文化スポーツ振興財団の平成19年度の事業報告の中では、年間1万1,213人の利用があったというふうに言われているんですね。それで、やはりその、もちろんこれは同じ人が何回も利用されているということがありますでしょうから、そういうたところもあるんでしょうけども、やはりそのインターネットの世界では、日々更新、別のサーバーを通してまた、こっちのサーバーのほうは回線規制したけども、こっちのまた別のサーバーで同じような情報が載ってしまうとかですね、そういうことも十分考えられるというか、これは現実に十分起こっていることだと思うんですけども、そのときにですね、財団の職員の方が当然声かけまではできますよね、もうそういうのは見ちゃだめだと。だけど、また別の人気が来て同じサイトを見てしまう可能性もあると思うんですけども、具体的に財団からですね、こういった有害な、こういったものが今見れる状態だから回線規制してくれとかそういう連絡があると思いますけども、それでそういった場合ですね、回線規制してくれと言われて、具体的にどれぐらいの時間是有するのか、その点まずお聞かせいただけませんでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松田幸夫） 時間というふうに具体的な数字はここでは回答ができませんけども、そういう情報、連絡があれば、直ちにやはりそういうふうなサイトのアドレスをですね、個別に設定をしながら閲覧を規制をしたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） ちょっと気になったのが、やはり時間といいますか、特にここは市民の方に開放されているインターネットのコーナーですから、時間というのは、もうできれば連絡受けてすぐとかですね、そういう形で対応していただく必要が私はあるかと思うんです。それか、もう極論すれば、その有害な情報を見れなくするために一時的にインターネット、その体験コーナーを閉鎖するとかそういうわけにかいかないと思いますから、やはりその時間がいうのが、夕方以降の連絡があった場合はどうしても翌日になってしまうとか、そこはわかりますけども、日中の時間に連絡があった場合はですね、すぐに対応していただくという形のことをしていただきたいなというふうに思うんですけども、それについていかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松田幸夫） そういう体制をとりたいというふうに思います。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） わかりました。それで、ちなみにですけども、大体そのいきいき情報センターのほうからですね、そういうた、市のほうで規制はかけているけども、また別のところでそういうことがわかったからそういう規制かけてくれというようなですね、連絡というのは、具体的に、1カ月何件とかでも結構ですけども、大体どれぐらい今来ているんでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松田幸夫） 現在のところ、私のところまではそういう情報、報告はあっておりません。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） じゃあ、そういう連絡受けた場合、対応するのはどこが対応する形になるんでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松田幸夫） 市内には、各施設にキオスク端末、つまりインターネットにつながるコンピューター置いておりますけども、その全体の、いわゆる公共施設のそういうふうなインターネット管理につきましては市のほうでやっておりませんので、その所管のほうに緊急に連絡をしながら、その対応についてはするようにします。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 済いません、所管というと総務・情報課になるんでしょうか。総務・情報課のほうでそこでわかりますでしょうか、今具体的に月どれぐらい来ているとかそういうことが。

○議長（不老光幸議員） 総務・情報課長。

○総務・情報課長（木村甚治） 私どもの管轄のところのシステムを通っていきいき情報センターのほうに回線が行っています。で、今お尋ねのフィルタリングソフトから漏れたアドレスにつきまして、報告いただけたら、私どものほうで個別にそのアドレスを設定してですね、すぐ

止めることができます。

現時点で、これまでのストップしたサイトの件数はちょっと持ち合わせておりませんので、後ほどお答えしたいと思いますけども。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） よろしくお願ひします。特に、いきいき情報センターのところは、私も毎週のように行く用事がありますので行きますけども、日中はもう特に、高齢者の方もあそこのパソコンコーナー使っておられますし、インターネット体験コーナーがですね、空いている状況というのはほとんど見たことがありません。もう空いていても1台か、2台空いてれば今日は空いているなというような思う感覚で、それだけ市民の方が、もう施設が開くと同時にほとんど利用されているようなコーナーだなというふうに認識してますので、やはりそこですね、そういった有害なサイトがですね、野放しで見れるような状態、もちろん市の職員の方も努力されて、そういった、常にフィルタリング等も設定されて、見れないようにアクセスも制限きちんとされているというふうな努力はわかりますけども、ぜひですね、そのところは、細心にも細心の注意を払って対応していただきたいなというふうに思います。

で、教育部長が最初の答弁の中でも言わされましたけども、特に情報の教育の問題ですね、情報モラルといいますか、そういったところの問題では、今いろいろと、便利な反面、そういったモラルを問われるようなこともたくさん起きてます。

これもまた西日本新聞で8月に報道されましたけども、読書感想文を子供たちが、夏休み提出がありますけれども、読書感想文の文章を、もう感想文を幾つもサイトに載せといつてですね、これをコピーして使っていいよというような、そういったですね、サイトも現実にあります。で、丁寧に、小学校1年生、2年生とか、3年生、4年生とか、学年に分けてですね、文章を掲載して、具体的な児童図書といいますか、その指定の図書ありますよね、そういった図書の感想文をコピーして使えるようにとか、そういったものもあるんですね。当然こういったものを利用してその読書感想文を提出するなんていうのは当然許されないことですし、それはやはりモラルの部分での教育が必要になってくると思います。

ぜひですね、そういったところもきちんと、一層ですね、進めていただきたいということをお願いしまして、一般質問を終わります。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員の一般質問は終わりました。

次に、14番安部陽議員の一般質問を許可します。

[14番 安部陽議員 登壇]

○14番（安部 陽議員） ただいま議長から質問の許可を受けましたので、通告に従いまして質問をいたします。

観光立国推進基本法と本市の観光政策について。

平成18年12月、観光立国推進基本法が制定され、平成19年6月、観光立国基本計画が閣議決定され、本年10月、国土交通省に観光庁が設置されます。日本経済新聞では、35日間にわたり

「ゼミナール観光立国への挑戦」として掲載されました。この資料によりますと、2020年に2,000万人に達成されたときには、2006年に1兆4,000億円の消費額は4兆3,000億円、雇用効果は27万人が85万人と、国土交通省の資料に基づくとあります。このように、観光による経済効果は国民の福利を増大させると言われております。したがいまして、この観光立国が目指しておりますのは、訪日外国人旅行客を2010年までに1,000万人まで増やす、2020年には2,000万人に倍増すると計画を検討しております。

このように、国においては中央省庁の機構整備を行い、観光庁を新設し、外国人観光客の獲得に力こぶを入れるとともに、地域に密着した新しい観光の提言を行ったのであります。私は、これらの事業として、何らかの補助金あるいは交付金が伴うのではないかと国土交通省九州運輸局並びに九州地方整備局に調査に参りました。運輸局で渡された資料を見ますと、平成20年度観光地域づくり関連施策メニューを渡され、運輸局、地方整備局、農政局、経済産業局、地方環境事務所における施策名、支援施策の種別の一覧表に基づく冊子でした。この冊子には、39事業に及ぶ施策が形成され、目的、概要、対象事業、交付要件、施策に伴う補助金か調査費に該当するのか、手続等に係る手引がありました。

私は、これらの中で、観光政策における一番補助率あるいは交付金が高いものはどの政策ですかとお尋ねいたしました。すると、一番条件がよいのはまちづくり交付金と言われ、補助率はおおむね4割程度と言われました。このまちづくり交付金の事業内容は、都市、公園、下水道、河川、多目的広場、修景施設、高齢者向け優良賃貸住宅、市町村の提案に基づく事業など広範囲に事業が推し進められます。8月23日に中央公民館で行われました太宰府の景観まちづくりフォーラムは、たくさんの市民の皆様にもわかりやすい講演で、市長自身の取り組み方についても理解できたのではないかと、このフォーラムは大変有意義で大成功であったと思います。

このフォーラムで感じたことは、PRはできるものの、本市を潤す肝心な財政あるいは経済政策には少し物足りないのではないかと感じました。すなわち、この景観づくりに観光、産業の肉づけが必要ではないかと思います。

私は、常に、700万人からの観光客に対する観光事業を生かして、市の財政政策に寄与する方法を考えるべきではないかと提案してまいりました。九州国立博物館は3年弱で500万人の入場者を突破いたしました。せめてもの入館者の半数の方が、歴史を学び、まほろば号を利用して、観世音寺、大宰府政府跡を訪れられる対策を考えるべきだと思います。

このことは、機会あるごとに政府跡に南門の復元を提唱してまいりました。皆様もごらんのように、現在の政府跡は、礎石と草原の世界であります。景観の感じ方は人さまざまだとは思いますけれども、現在の自然のままよいとされる方は、私の見た感じでは3割にも満たないのではないかと思います。したがいまして、まちづくり交付金を活用して、政府跡に南門の復元を実行し、観光客の50%でもこの政府跡にまほろば号で誘導できる政策を図るべきと思いますが、その考えを伺います。

また、国の地域再生策の一環として、歴史まちづくり法が11月に施行されます。この事業は、歴史的な町並みを保存、整備する自治体の取り組みを支援するものであります。本市は、当然手を挙げ、名乗られると思いますが、その見解を伺います。

また、本市には、宿泊施設が1カ所のみで、現在の観光客数から見て、宿泊施設は不足していると思っております。市長は、北谷、内山地区には植林等を考えてあるようですが、特に内山地区につきましては、太宰府市が一望ができ、特に夜景もすばらしい地点であります。余り開発されていないときに、地元住民の方とよく懇談され、内山周辺にホテルの建設と計画道路について推進を図るべきだと思いますが、その見解を伺います。

あと一つ気になっていることは、看護学校の跡地の利用であります。この跡地に12階建てのホテル兼体育館を建設され、3階までを体育館として、4階からをホテルにし、市民プールと連結させ、月曜日から金曜日までを学校教育の体力づくり、食育協調精神の教育の場として、宿泊合宿の場として活用し、土曜日、日曜日を市民の体育施設として活用できる二面性を持った施設とし、日本全国からの青少年育成の場として施設の有効利用を図るべきで、青少年の健全育成と本市の産業育成にも大変役立つと思いますが、市長の考えを伺います。このことは、すべて観光立国基本法に基づく交付金や補助金が使用できるからであります。

私は、国が観光立国を目指して、また地域活性化施設としていろいろな事業が国において取り上げられております。この際、この機会をとらえて、本市も思い切って職員の中にもいろいろな企画に興味を持つてある方があると思います。このような職員を一堂に会し、観光問題、まちづくり企画等を横断するプロジェクトチームをつくり、これらの事業を機能的に進めるために、機構から外れて、まちづくりや財政問題についてのボランティアチーム編成ができるのか、職員の活性化にもつながると思いますが、この点の考え方を伺います。

私は、観光立国推進基本計画に基づき、国土交通省にいろいろな補助金が設けられたことは、地域経済社会の活性化を図る上でもかなりの英断だと思います。このような制度を利用するには、本市の場合は完全に該当する事業がたくさんあると思います。今がチャンスだと思いますが、手を挙げて積極的に推進すべきだと思います。その見解を伺います。

次に、イノシシ対策について。

北谷、内山、松川地区にイノシシが出没し、サツマイモ、スイカ、里芋、カボチャ、稲などが食い荒らされ、作物をつくってある方が大変困っています。汗水を流し、丹精を込めつくられた作物が一晩のうちに荒らされ、なくなっています。今から稲の取り入れの時期もあります。電線を張ったり、鉄線でさくをつくったりして防御に努めてありますが、費用がかなりかかっております。作物を荒らされない対策と、予防施設や電線による予防対策、わなの仕掛け等の補助金が考えられないか伺います。

また、最近は集落の中にも姿を見せ、今では連歌屋一丁目の学校付近まで姿を見せております。人や児童に危害を及ぼす勢いです。今から先は食べ物が少なくなってまいります。このため、人家に押し寄せるようになります。人命にかかるわる問題です。これ以上イノシシを増やし

てはなりません。早急な対策が必要だと思いますが、再度作物対策と人家対策について伺います。

あとは自席にて再質問をいたします。

○議長（不老光幸議員） ここで市長来客のため、暫時休憩をいたします。

休憩 午後2時59分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後3時33分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

市長。

○市長（井上保廣） それでは、1点目の大宰府政庁跡南門の復元についてご回答申し上げます。

文化財を活用した観光戦略といったしましては大変貴重なご提言と受けとめておりますけれども、大宰府政庁跡南門の復元には、建物の実体解明の関係でありますとか、あるいは原風景の定着等、以前から賛否両論がありまして、現在に至っておるところでございます。仮に南門の復元ともなりますと、太宰府市のみならず、国家的プロジェクトとして取り組む必要があるだろうというふうに思っております。このことから、市民を初め県、国の関係機関等とも十分協議を、論議を尽くす時間がまだ必要ではないかというふうに思っております。

また、まちづくり交付金につきましては、事業内容を十分検討いたしまして、本市の歴史的文化遺産を生かしたまちづくりを活用していきたいと思っております。

次に、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律、いわゆる歴史まちづくり法についてご回答申し上げます。

旧家の復元など歴史的な町並み整備を支援する歴史まちづくり法が本年の5月に成立をいたしまして、11月に施行が予定をされております。歴史まちづくり法は、市町村が城跡や古墳群などの文化財を中心とした周辺一帯の整備計画を作成をし、そして国が認定をすれば、歴史的建造物の修復あるいは復元費用の補助でありますとか、あるいは電柱、電柱を地中化できる道路の範囲の拡大等について支援を受けられるものでございまして、地域活性化がねらいとされておるところでございます。これを受けまして、国土交通省から法律に基づく歴史的風致維持向上計画に関します策定意向調査が行われましたので、本市も申請中でございます。

本市におきましても、まるごと博物館、まちぐるみ歴史公園実現のために、特別史跡大宰府跡、あるいは水城跡を初めといたします多くの文化財を生かした活性化策といたしまして、法制度を活用していきたいと、私はこう考えております。

また、同様の趣旨で文化庁から委託を受け、文化財の総合的把握モデル事業を行うこといたしております、これとあわせて、総合的に事業を展開していきたいと、このように思っております。

それから、3点目の、内山周辺にホテル建設と計画道路の推進についてご回答申し上げま

す。

ご指摘のとおり、太宰府市には宿泊施設が限られていますことから、その必要性についても、宿泊施設の建設あるいは誘致について、これまでにもいろいろとご意見をいただいております。また、宿泊施設の条件の一つでもございます眺望という観点から見ますと、内山地域は宿泊者から喜ばれる場所であるのではないかというふうに私も思っております。

しかしながら、宿泊施設並びにそれに付随しての計画道路建設には、幾つものクリアすべきハードルがございまして、行政経営全般を通した調整等も必要になりますことから、検討課題というふうなことで、継続して、どうしたらできるかというふうな分の中で考えていく必要があるだろうというふうに思います。

なお、宿泊施設誘致に関しましては、今後とも努力してまいる所存でございます。

それから、4点目につきましてご回答申し上げます。

県立看護専門学校跡地につきましては、ご承知のとおり、現在防災用倉庫、社会福祉施設、生涯学習施設用地といたしまして活用をいたしておりますところでございます。しかしながら、ホテルを兼ねた体育館の建設につきましては、現時点では貴重な提言でございますので、今後の具体的な整備計画に向けた調査研究の中で、選択肢の一つとして検討させていただきたいというふうに思っております。

5点目でございますけれども、機構、組織から外れて企画や放談ができるプロジェクトチームの設置についてでございますけれども、魅力ある観光地は、何かしら変化をし続けることによりましてリピーターを獲得しておりますけれども、そのための観光政策を検討する際には、やはり柔軟な発想が求められておるというふうに私も思っております。

ご指摘のとおり、職員の中にはいろいろなアイデアや知識あるいは能力を持った者もおりまして、枠にとらわれない斬新的な発想も期待しております。

私は、平成19年8月から、部課長及び係長を除く一般職員を対象といたしまして、昼休みを利用した昼食会を実施しております。食事をしながら、お互いに率直な意見を出し合い、自由活発な意見交換を現在行っておるところでございます。今後も、若手職員などとの積極的な意見交換の場といたしまして、また市政について職員が提言できる場として、実施方法などにもいろいろ工夫を加えながら継続していく方針でございます。

さらに、職員の活性化につなげますためにも、昼食会にとどまらず、さまざまな形態での意見交換の場を企画いたしまして、職員全体で市政に対する活力ある発想を展開していきたい、このように思っております。

6点目の補助金制度の積極的な推進についてでございますけれども、平成19年1月施行されました観光立国推進基本法に基づきまして、観光立国の実現に関するマスタープランとして観光立国推進基本計画が策定をされました。同計画では、訪日外国人旅行者を平成22年度までに1,000万人にすることを基本的な目標の一つとしておりまして、国におきましても、それらの達成に向けて各種施策が実施されているところでございます。

太宰府市におきましても、来訪者の増加につながる効果的な事業展開に結びつく補助金等に
関しましては有効に活用していきたいと考えております。特に本市の場合、海外からの来訪者、
特に韓国、台湾、中国の方が近年急速に増加をしておりますので、これらの方々に対し
ますところのハード、ソフト両面からの受け入れ態勢の整備を図る必要があると考えております。

実は、今も休憩をとつてごあいさつしましたのは、國のほうの、国土交通省関連の空港整備
協会がございますけども、その会長さんがお見えになっておりました。平成19年、平成20年度
は、水城跡の周辺整備事業を行いました。そして、消防組合ではしご車のための5,000万円
の補助をいただいておる、そこの所管の会長さんがお見えでございました。今回も、消防の平
成21年度の要請も同時に行いましたし、まるごと博物館、まちぐるみ博物館のパワーポイント
を見せながら、営業も今してきたところでございます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） 市長もこの問題は大変関心持っておられて、景観に関するああいう集
まりをつくられたりして、市民にも納得のいくような説明だったと思いますが、そういうもの
を踏まえて、今回私も、太宰府市には、財政的に本当に貧弱といったらおかしいですけれど
も、そういうものがありますので、こういう基本法にのっとって、その中でできるだけ多くの
補助金あるいは交付金をいただきたいという気持ちから、私はこういう運輸局あるいは國土交
通省のほうに行ったわけでございます。

その中で特に、管理監が言われたのは、市民と行政がどれだけ熱意があるかということによ
って、やはりこの補助金のあり方、これには4割程度というようなことの見出でございます
けれども、それによって5割近く出たりもするというようなことを最後のほうに言われま
して、そういうことでございます。

したがいまして、今各項目ごとで感じましたのは、やはり、まず第1点目のこの問題につき
ましては、今佐賀の吉野ヶ里ですね、あそこが今度14億円ぐらいかけて博物館等ができるわけ
ですね。これ、なぜそういうふうに地元負担がなくてできるのかということを問い合わせま
したら、あれは国の公園ということでございまして、じゃあそういうふうになればそういうふう
で、國のほうでできるなんかということでお話ししましたら、そこで言われたのが、行政と住民の、
今市長も言われましたように、國のほうもそれによって応援してそういうなものをつくる
というふうになってきますので、この南門のめども、行政と市民が熱意を持ってくれば出てくる
んじやなかろうかと思いますので、これについては極力頑張っていただきたいと思います。

それから、2番目の歴史まちづくり法、これは当然こういう歴史を、古い1300年からの歴史
を持っておりますので、私は当然手を挙げてしっかりと交付金をいただきに行ける問題と思つ
ております。これも頑張ってもらいたいと思います。

それから、3番目の内山周辺、これホテル、これは市長もお感じのように、やはり景観がき

れい、それから博物館に見えたときに、ああ、あそこにホテルのあるかということで、やはり足が伸びていく。それから、今高齢社会でございますので、やはり博物館をゆっくりと見ろうと思えば半日かかるんですね。それからまた、太宰府の政庁跡だとか水城堤防やらを見たいと思えば、やはり半日かかる。1泊してゆっくりと見せたいという気持ちもありますので、これについても、やはりこういうまちづくり資金あるいはそれプラスの銀行融資等も含めて考えていただきたいと思います。

それから、看護学校跡地はですね、やはりなかなか、今使用もしてあるようですけれども、ちょっと閑散としております。せっかくあれは立地的にいい場所です。それで、やはり、私はあそこになぜ青少年育成の場ということ、これは文部科学省からも資金をいただき、国土交通省からも交付金をもらうと、そういうふうなもので、二面性を持って、足りない部分を銀行から借りる。箱物をつくったら赤字になるんじやないかという、皆さんいつも思ってありますけど、私はここで、例えはある学校が300人、500人来れば、それ全員があそこに宿泊すると。これは、日本全国に呼びかけてそういう青少年の場とすれば、そういうような文部科学省からの資金とそういうまちづくり資金が生かされるんじやなかろうかということで提言しております。

そういうふうで、利用の仕方によって、そうすれば雇用の増進、それから地場産業も潤ってくると、そういう二面性を持っておると思いますんで。ほんと、土曜、日曜日は、もう学校は今土曜、日曜休みですから、ほんと土曜、日曜日を市民の憩いの場としてやつたらどうかということで、二面性を持った建物にお願いしたいということです。

それから、5番目の、これやはりですね、今市長と昼食会してあるけれども、やっぱり市長の前へ立つたらもうやおいかななどいう人もおるかもわからんです。そういう市長がおらんところでやっぱり放談をしてもらったほうがいいんじやなかろうかと私は思うわけですね。そういうまとめを、観光・産業課長あたりを中心にやつたほうが、あるいは総務部長やらね、そういう人たちがやつたほうがいいのが出てくるんじやなかろうかと思ってます。そうすることによって職員の活性化につながってくると思いますんで、やる気が出てくると思うんです。そういうためにこういうものはぜひともつくっていただきたいと。

それから最後に、これは大いに利用すべきだということで出してますが、これはやはり私、これ39事業あるわけですね。その39事業の中にかなり太宰府は入ってくるんですよ。あなたのところは余りとり過ぎりやせんかと言われるぐらい、太宰府の場合は恵まれた地域づくりのあれになっておりますので、ぜひとも職員の方を国土交通省等にどんどん派遣していただきて、結局向こうの国土交通省の方と職員の人が仲よくなってくれりや出せないもんも出てくるんじやなかろうかと私は思ってます。私も、率直に言つたら、そういうふうなあれをちょっと感じましたので、できるだけやっぱり国土交通省の管理監等とよく話し合って、そしたら、こういうふうにしたらまた割り増し的にできますよというようなことが教えてくれると思います、逆に。そういうふうで、できるだけ職員の方をどんどんやって、市長自体が行くこともいいで

しょうけれども、職員の方にそういうふうで頑張っていただきたいと思います。

以上で、この観光立国と観光政策については、市長も前向きな回答をいただいておりますので、ひとつ頑張っていただきたいということをお願いして、この1問目は終わります。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 2点目のイノシシの予防対策と補助金交付ができないかということについてご回答いたします。

イノシシの出没につきましては、これは本市、太宰府市だけでなく、これ新聞、テレビでも非常に近ごろ出とります。全国的に話題になっております。また、太宰府市周辺、筑紫野市、那珂川町、そういったところでも非常にこの件については話題になっております。話題になつたるというか、問題になっているというふうに言ったほうが適切じゃないかというふうにも考えますが。

本市の場合につきましては、特に、従前は宝満山山系のみでございましたが、平成15年の災害から以降、特に目立つというふうに言われておりますが、人家近くまで、四王寺山系につきましても、観世音寺、それから連歌屋、松川、このあたりでもイノシシが人家近くまで出没しているということが特に見受けられるというふうになっております。

この予防対策といたしましては、まずは農業関係でいきますと、作物の被害防止策といたしまして、まず予防策として一般的にとられておりますトタン板を農地の周りに張ると。それから、防獣ネットですね。それから、電気さく、これはイノシシが高圧の電流に瞬間に当たることでイノシシが寄らなくなるというふうなことでの電気さくというふうになっております。

また、こういうふうな個人的な対応ということもありますと、地域全体でいきますと、耕作放棄地、荒れ地ですね、これは農地、田畠も含めて、山林原野含めまして耕作放棄地というふうなことでございますが、以前に比べますと、里山の手入れが、やはりそういうことで非常に少なくなっているということで、荒れ地が人家近くまで及んでいるというようなことから、イノシシが人家近くまで出てくることが多くなったというふうなことが言われております。

そういうふうなことがございますが、まずイノシシの駆除ということについては、地元獣友会に年2回この駆除を、有害鳥獣駆除というふうなことで捕獲を委託をいたしております。人家対策といたしましては、先ほど言いました耕作放棄地をなくすということは一番有効な方策の一つだというふうにも言われておりますが、それにつきましては非常に努力也要るということで、なかなか難しいということでございます。まず、この分でできることは、身近なところでできる対策としましては、まずはイノシシが出没しますと、イノシシにまず近寄らないということ。それから、出没します原因の一つとしては、人家の近くは非常にえさがあるというようなことで出没するというようなことで、まず人家の近くにイノシシのえさになるものを放置しないということ。具体的に言いますと、残菜、作物の残菜、それから今言いました作物、こういったものを、収穫後の分を放棄をしないという、細やかに片づけをするといいますかね、処分を的確に行うということがイノシシを呼ばないということにつながるというふうなこ

とも言われておりますので、こういったことをぜひ皆さん方に守っていただければというふうに思っておりますので、これらにつきましては、市のほうとしてもですね、有害駆除を行うときにはいろんな方法で市民の皆さんに周知を、その期間周知をいたしております、危険防止ということも含めましてですね。そういうときとあわせまして、市民の方に、今言いましたようなイノシシの被害を受けないような方策ということでPRをしていきたいというふうに、今後していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） 今は実態的なことをちょっと言われたんですけど、補助金のあり方やらですね、これはもう極端に言えば、今電気の鉄線張ったりいろいろあると思いますけど、個人に渡しよったらこれは大変な額になると思うんですね。で、私は、一つの行政区単位で補助金あるいは貸し与えか何かそういうことができないだろうかと思うんですが、その点。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） イノシシを中心になりますが、有害鳥獣駆除、イノシシに限りますと、集落、その地域に対してそういうふうな駆除の道具といいましょうか、そういったものを貸し出すというようなことですが、これで考えられますものは、一つには箱穴ですね。これにつきましては、移動式になりますので、市で一定購入をして、それを集落に要望があれば貸し出すというようなことは可能かというふうに考えられますけれども、一つはその移動手段というふうなこともいろいろ問題になりますし、その期間中にどの程度の箱穴が必要となるのかというふうなことも今後研究していく必要があろうかと思います。

これにつきましては、既に本市以上に被害が発生しておりますところにつきましてはですね、別の団体を確認しますと、幾つかの団体で、市で購入をして集落に貸し出し事業を行っているということも現実に聞いておりますので、そういう情報もございますので、そういったところの実情もよく確認しながらですね、本市でそれが可能かどうかの今後研究をしていく必要があろうかと思っております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） 私は、これはね、結局箱物で捕獲できるような方法をね、やはり早くつくっていただいて、人家に近いところを優先的といったらおかしいけど、そういう、私のところは小学校、高校両方あるもんだから、特に、時速60kmの物すごい勢いで走ってくるらしいですから、はね飛ばされてしまいますからね、子供さんは。それで、そういうことを考えて、できるだけね、そういう。

それと、イノシシ道というのがあるみたいですね、ウサギ道があるとと同じように。そういうところに仕掛けてもらうと。それで、私も地元の方とたくさんいろいろ話しましたところ、イノシシも頭がよくなつて、大学ぐらい出とっちゃなかろうかと、そういうことも言われ

てですね、えさだけ持っていくそうですね、箱物。それで、やっぱりそこの辺研究していただいて、できるだけ行政区にどんどん貸し与えていただいて、捕獲していただいて、安心・安全のまちづくりに頑張ってもらいたいと思いますので、それ要望して、私の一般質問を終わります。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員の一般質問は終わりました。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

○議長（不老光幸議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は、明日午前10時から再開します。

本日はこれをもちまして散会します。

散会 午後3時59分

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～